

目 次

○第1号（12月3日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期決定について	5
村長提出議案の概要説明	5
日程第 3 一般質問について	7
◇南 千晴君	8
◇山口宗一君	23
◇柳田キミ子君	34
日程第 4 承認第4号 専決処分の承認について 平成24年度一般会計補正予算（第7号）	44
日程第 5 請願・陳情について	47
散 会	47

○第2号（12月12日）

議事日程 第2号	49
本日の会議に付した事件	49
出席議員	50
欠席議員	50
説明のため出席した者	50
事務局職員出席者	50
開 議	51
日程第 1 会議録署名議員の指名について	51
日程第 2 議案第70号 榛東村税条例の一部を改正する条例について	51
日程第 3 議案第71号 榛東村特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条	

	例について	5 3
日程第 4	議案第 7 2 号 指定管理者の指定について	5 5
日程第 5	議案第 7 3 号 榛東村営水出土地改良事業（区画整理）計画の概要 について	6 8
日程第 6	議案第 7 4 号 村道の路線廃止について	7 0
日程第 7	議案第 7 5 号 平成 2 4 年度榛東村一般会計補正予算（第 8 号）	7 1
日程第 8	議案第 7 6 号 平成 2 4 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第 3 号）	9 6
日程第 9	議案第 7 7 号 平成 2 4 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	9 8
日程第 1 0	議案第 7 8 号 平成 2 4 年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予 算（第 3 号）	1 0 0
日程第 1 1	議案第 7 9 号 平成 2 4 年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正 予算（第 3 号）	1 0 2
日程第 1 2	議案第 8 0 号 平成 2 4 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 （第 3 号）	1 0 5
日程第 1 3	議案第 8 1 号 平成 2 4 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 3 号）	1 0 7
日程第 1 4	議案第 8 2 号 平成 2 4 年度榛東村一般会計補正予算（第 9 号）	1 0 8
日程第 1 5	請願・陳情について	1 1 0
日程第 1 6	総務文教常任委員会の閉会中の継続調査について	1 1 2
日程第 1 7	福祉生活常任委員会の閉会中の継続調査について	1 1 2
日程第 1 8	産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	1 1 2
日程第 1 9	議会運営委員会の閉会中の継続調査について	1 1 2
日程第 2 0	議員派遣について	1 1 3
	日程の追加について	1 1 3
追加日程第 1	発委第 8 号 予算特別委員会設置に関する決議について	1 1 4
追加日程第 2	予算特別委員会委員の選任について	1 1 5
追加日程第 3	発議第 9 号 榛東村議会議員定数条例の一部を改正する条例に ついて	1 1 6
追加日程第 4	発議第 1 0 号 議会議員の議員報酬の見直しに関する要望につい て	1 1 7
	議長あいさつ	1 1 8

平成24年第4回

榛東村議会定例会会議録

第 1 号

12月3日(月)

平成24年第4回榛東村議会定例会会議録第1号

平成24年12月3日（月曜日）

議事日程 第1号

平成24年12月3日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期決定について
 - 日程第 3 一般質問について
 - 日程第 4 承認第4号 専決処分の承認について（平成24年度一般会計補正予算（第7号））
 - 日程第 5 陳情・請願について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	小山久利君	2番	山口宗一君
3番	小野関武利君	4番	松岡稔君
5番	南千晴君	6番	柳田キミ子君
7番	金井佐則君	9番	牧口又一君
10番	松岡好雄君	11番	星野孝佑君
12番	善養寺忠君	13番	岸昭勝君
14番	岩田好雄君	16番	高橋正君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	立見清彦君	基地・財政課長	山本比佐志君
税務課長	新藤彰君	住民生活課長	青木繁君
子育て・長寿支援課長	清水誠治君	健康・保険課長	小野関均君
産業振興課長	村上和好君	建設課長	倉持直美君
上下水道課長	久保田勘作君	会計課長	岩田健一君
教育長	阿佐見純君	学校教育課長	早川雅彦君
生涯学習課長	星野勉君		

事務局職員出席者

事務局長	松下晴一	書記	富澤美由紀
------	------	----	-------

◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長（高橋 正君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに平成24年第4回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用なところ、ご参集をいただき開会できますことに対し、心からお礼を申し上げます。

また、先ほど榛東中学校吹奏楽部の皆様には、すばらしい演奏を聞かせていただき感謝申し上げます。今後も練習を重ね、ご活躍くださることをご期待申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

さて、ことしも残りわずかとなりましたが、「近いうちに国民に信を問う」という発言をしていた野田総理は、衆議院の解散時期を判断するとして政策課題に上げていた赤字国債発行法案が、民主、自民、公明の3党の政策責任者での協議の結果、成立が確実な情勢になったことや、衆議院の定数削減を来年の通常国会までに実現することを確約すれば、衆議院を解散する考えを表明したことを受け、自民党が野田総理大臣の提案に協力する方針を決めたため、11月16日に衆議院を解散しました。

東日本大震災の復興・復旧やT P P交渉参加問題などの諸問題が山積する中での突然の解散に、国民の間に困惑が広がっています。議員の世代交代による政界引退者や政策の対立により民主党から離党者が続出、また、橋下大阪市長率いる日本維新の会と東京都知事を辞職し、新党「太陽の党」を結成した石原前東京都知事が合流するなど、第三極の動きも活発化しています。12月4日告示、12月16日に投票が行われる衆議院選挙に向けて、各党、各陣営による激論が交わされており、領土問題などで混迷する外交や世界経済不況により低迷する日本経済、雇用対策、T P Pや原発再稼働問題、震災復興など山積する諸問題に強いリーダーシップと問題解決に積極的に取り組める政党や議員が選ばれるのか、国民の関心が高まっています。

安全・安心に暮らせる社会の実現や、地方の活性化に向けた政治・政策に期待するものです。

中国では、5年に一度の共産党大会が11月14日閉会し、最高指導部の政治局常務委員会の9人のメンバーのうち、総書記を2期10年務めた胡錦濤氏や温家宝首相ら7人が引退することが決まりました。これを受けて共産党は中央委員会総会を開き、党トップの総書記や最高指導部の政治局常務委員などが選出されました。総書記には習近平氏が、最高指導部の政治局常務委員には習氏を初め李克強副首相ら7人が選ばれました。習近平氏を中心とする新指導部が、日本との尖閣問題をめぐる領土問題や外交、経済問題にどのような対応に出てくるのか、急激に発展する中国経済や軍備の状況なども気になるところです。

アメリカでは大統領選挙が行われ、民主党現職のオバマ大統領が、勝敗のかぎを握るとされてきた接戦州のほとんどを制して再選を果たしました。オバマ大統領は2期目に当たって激しい選挙戦で分断が深まった社会の融和を目指すとともに、景気を回復させ、国民の期待にこたえることができるの

か、また、外交では緊迫する中国、日本などのアジア太平洋地域の安定、ロシアとのミサイル防衛問題、イラン、イラク、イスラエルなどの国際紛争やテロ問題解決にその手腕が問われています。

ここで、12月14日にNHKホールに於いて開催された、第56回町村議会議長全国大会について、ご報告申し上げます。

この大会では、私は、1番に被災地の再生と景気回復のための迅速な対応をお願いすること、2番に、さらなる地方分権改革を強力に進めること、3番、強制合併につながる道州制や町村の存在を否定するような道州制については、引き続き断固反対していくこと、4番、今後、社会保障制度の改革を行うに当たっては、我々と十分に議論し、意見を反映すること、5番、例外なく関税や規制を撤廃するTPPについては引き続き反対していくこと、6番、地方交付税の増額を求めていくとともに、来年度の税制改正で廃止を含めた議論がなされている自動車関係諸税等については、我々にとって非常に貴重な財源であることから、その堅持を強く求めていくこと、7番、私ども町村議会は、議会みずからの改革・活性化に努め、住民の信託に十分こたえられる議会としていくこと。等を述べました。

続いて、町村の以前にも増して厳しい状況を打開し、地域を再生するには、自治能力を高め、都市と農山漁村が共生しうる社会を強力に進めていくことが重要である。と決意宣言が行われ、東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議案、真の分権型社会の実現に関する特別決議案、町村税財源の充実強化に関する特別決議案、社会保障制度改革に関する特別決議案が朗読、提案され、それぞれ満場一致で採択、決定されました。

それでは、本定例会につきましては、通告がありました3名の議員による一般質問、専決処分の承認、条例の制定や一部改正、補正予算、請願・陳情など数多くの重要案件が提案されております。議員各位におかれましては、充分なご審議をお願いいたしたいと存じます。

これから、真冬に向け、寒さも一段と厳しくなっていますが、議員各位におかれましては充分にご自愛の上、議会運営に特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます、開会のごあいさつといたします。

なお、本日は民生委員さんなど大勢の方々の傍聴、大変ご苦労さまです。傍聴されます皆様に申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願い申し上げます。

それでは、ただいまから平成24年第4回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席を求めています、全員出席であります。

直ちにお手元に配付した議事日程に従い、会議を行います。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋 正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって議長において指名を行います。

7番金井佐則君及び9番牧口又一君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎日程第2 会期決定について

○議長（高橋 正君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から12月12日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月12日までの10日間と決定いたしました。

◇

◎村長提出議案の概要説明

○議長（高橋 正君） ここで、村長より本定例会における提案理由の説明をしたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君登壇〕

○村長（阿久澤成實君） 改めまして、おはようございます。

先ほどは、中学校の吹奏楽部の演奏を聞かせていただきました。素晴らしい演奏で、いつ聞いても胸に迫るものがございます。こんな中で、一番最後に演奏をされました「故郷」、これには本当に感銘しました。というのは、我々も、それから議会議員もそうだと思いますけれども、ふるさとあって我々があり、そのふるさとに生活する人たちのために、一生懸命に執行するんだと。また、議論するんだという立場の中で、本当に「故郷」の曲を聞かせていただきまして感無量でございました。

これから、第4回の議会が開かれるわけですが、そのふるさとを忘れずに、私たちも一生懸命答弁させていただきます。そしてまた、施策についてもやらせていただきますので、よろしく願いいたします。また、中学生の皆さんには心から感謝を申し上げるところでございます。

それでは、平成24年榛東村議会第4回定例会の開会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

先ほど会期決定がなされましたが、本日3日から12日までの10日間本会議を開催させていただきますことにつきまして、まずもって御礼を申し上げます。師走に入り、ことしも残すところわずかとなりましたが、衆議院解散により第46回衆議院総選挙並びに第22回最高裁判所裁判官国民審査が16日に施行されることになりました。あす4日告示となり、本格的な選挙戦が展開されることになり、村民ホールにおいても5日より衆議院選の期日前投票が開始されるわけでございます。今回の衆議院選は、第三極の集結と言われながら、現行の選挙制度になった平成8年以降、最多の14党が入り乱れる予想でありましたが、さらにここに来て集結し、12党の争いになる見通しとなっております。

有権者にとっては政策の違いがわからないとの声も上がっておりますが、主な論点は、TPP参加や脱原発政策などの是非とされております。容認や反対となっても政党ごとに細かい条件をつけていることで、国民にとって政策の違いを理解することが困難と見られております。いずれにせよ単独過半数を確保できる安定した政権を望むべくもなく、経済や雇用問題、外交、安全保障、税と社会保障問題等々解決しなければならないものが山積となっておりますが、政治の混乱は当分続くように思われます。その結果、先ごろのように、交付税において予定期日に交付されないといった状況が続くことも懸念されるところであり、国政が地方に及ぼす影響ははかり知れず憂慮するところであります。

世界に目を向けますと、アメリカでは大統領選があり、オバマ大統領が再選を果たし、引き続きかじ取りを行うことになりました。また、中国では新しい書記長に習近平氏が選出されました。中東ではイスラエルとパレスチナで紛争が続いており、多くの方々が戦火の犠牲となっております。経済においては、世界的に成長が減速しており、強い危機感を国際通貨金融委員会が打ち出しております。

日本においては、今年度上半期で過去最大の3兆2,000億円の貿易赤字となったとのことであります。尖閣諸島及び竹島の領有権をめぐることは、日本と中国、韓国の関係が以前より増して改善されないままの状態が続いております。そういった中にも明るいニュースもありました。iPS細胞で山中伸弥京都大学教授がノーベル生理学・医学賞を受賞しました。このiPS細胞は、さまざまな細胞への分化が可能であり、今までにない全く新しい医学分野を開拓する可能性をもたらしたことであり、世界に誇れる画期的な研究成果であります。また、スカイツリーの完成も、これまた日本が世界に誇れる技術力の結晶でもありました。

一方、地方行政に目を向けますと、群馬県においては森林環境税導入について着々と進めております。また、本村においては委員会発議で議決したメガソーラー事業の誘致を行い、7月1日の固定買い取り制度に合わせたソフトバンク榛東ソーラーパークが発電を開始し、原発代替エネルギーとしての自然エネルギー復興支援や推進事業に貢献しております。また、大洗町と友好都市協定を7月25日に締結し、榛東村づくり祭では、大洗町から魚や海産物の販売がなされ、また、大洗町の大洗あんこう祭では、榛東産の農産物を、また東京葛飾区での農産物の販売事業も今年度から始まり、活性化のための一助として交流を深めることができました。今後も引き続き村民のための村づくりを進めていく所存でありますので、議員皆様のより一層のご協力をお願い申し上げます。

それでは、本会議に上程する議案についてご説明申し上げます。

まず、専決処分の承認についてであります。これにつきましては一般会計補正予算（第7号）であり、衆議院解散に伴う衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な補正予算でございます。

次に、条例改正等であります。榛東村税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部改正に伴うものでございます。また、榛東村特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例については、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業を円滑に実施するために、基金を設置する条例制定で

ざいます。

次に、指定管理者の指定についてであります。榛東村ふれあい館並びに榛東村福祉センターの指定管理者の指定についてでございます。

次に、榛東村営水出土地改良事業の概要についてであります。建設工事発注により発生する残土を、土地改良法に基づき処理し、区画整理を行うものでございます。

次に、村道の路線廃止についてであります。フレッセイ進出による土地開発に伴うもので、十二前12号線を廃止するものであります。

次に、平成24年度補正予算であります。主に確定見込みに伴うもので、一般会計補正予算（第8号）では、2,256万8,000円を減じ、補正後の額を48億1,888万4,000円とするものでございます。国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、2,096万7,000円を加え、補正後の額を18億5,399万2,000円とするものでございます。

介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましても、341万9,000円を加えて、補正後の額を9億4,639万3,000円とし、公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましても、143万1,000円を減じ、補正後の額を5億9,796万9,000円にするものでございます。

農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、616万5,000円を加え、補正後の額を1億2,255万6,000円とするものでございます。

また、学校給食事業特別会計補正予算（第3号）につきましても、1万3,000円を加え、補正後の額を1億4,858万5,000円とするものでございます。このほかに上水道事業会計補正予算（第3号）として、水道事業収益も14万5,000円を加え、補正後の額を2億7,086万7,000円とし、水道事業費を247万4,000円加えて、補正後の額を2億6,237万5,000円とするものでございます。

以上、13案件を本議会に提案するものでございますが、慎重審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。第4回の定例会開会に当たり、あいさつと説明にさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 阿久澤村長より提案理由の説明が終わりました。



◎日程第3 一般質問について

○議長（高橋 正君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、榛東村議会会議規則第58条の規定において行います。

質問の順序は届出順といたし、質問時間は答弁を含め50分以内といたします。

なお、答弁者をお願いいたします。

時間に制約がございますので、質問に対し簡潔明瞭なご答弁をお願いいたします。

質問順位1番、南千晴さんの質問を許可いたします。

5番南千晴さん。

〔5番 南 千晴君登壇〕

○5番（南 千晴君） 5番南千晴でございます。

先ほどはすばらしい吹奏楽部の演奏を聞くことができまして、大変ありがとうございました。また、子供たちが将来、このふるさと榛東村に愛着と誇りを持ってもらえるような村づくりをしなければいけないと、一層気が引き締まる思いがいたしました。

あすは衆院選の公示日であります。この選挙は3年間の民主党政権に対する評価と、これからの日本の行方を決める大切な選挙だと考えております。ことしの8月、民主、自民、公明3党の合意に基づき、社会保障と税の一体改革関連法が成立しました。消費税引き上げ分を全額社会保障費に充てるというものです。政府広報オンラインを見ますと、消費税引き上げによる増税分のうちの1%分は、子ども・子育て支援、医療、介護、年金など社会保障の充実のための財源となるそうです。私はそのうちの0.7兆円程度が子ども・子育て支援に関する社会保障の充実の財源となるという点に、大変注目をいたしました。

内容としましては、幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ認定こども園制度の改善や待機児童解消のため、小規模保育の多様な保育の拡充、保育士の待遇改善等だということであります。そして、市町村は子ども・子育て関連3法に基づく新制度の実施主体として重要な役割を担います。子育て支援に関するニーズは、地域によってさまざまだと考えられます。今回は少子化が進む中、この榛東村がどのような考え方にに基づき、子ども・子育て支援の充実に取り組んでいくのか、また、環境や財政についての持続可能性についてどう考えているのか、村のお考えをお聞かせいただきたく登壇をさせていただきました。

以下、自席に戻りまして質問を続けてさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前9時20分休憩

午前9時21分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 5番南千晴でございます。

まず最初に、子供を安心して生み育てられる社会の実現に向けてお聞きいたします。

今まで、少子化対策や子育て支援について私も質問を重ねてまいりました。その中で、少しずつですが、細かい事業も含めて村のほうでも進めていただいたというふうに思っております。しかしながら、人口減少、少子化に歯どめがかからない現状を踏まえまして、村として、この子ども・子育て支援について来年度以降も重要な政策として必要性を感じていただいているのか、また、充実をしてい

く考えがあるのか、まず村長にお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 南議員の25年度以降の子育て支援の充実についてということでございます。

現在、保育料等につきましては幼稚園、保育園の義務教育修了前までを含めて、第3子目以降を無料化しておりますが、25年度以降については対象枠を拡大して18歳までを含めて第3子目以降の園児についての無料化としたいと今考えているところでございます。

本村の次世代を担う子供たちの育成支援は、議員も指摘しておりますように、重要な施策の一つだったと思っております。今後も他町村におくれることのないよう財源の確保等も見合わせながら、施策の実施を図ってまいりたいと思っております。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 村長の答弁の中で、村の考え方がよくわかりました。特に少子化という子ども・子育てに関しては一つの支援だけで十分ということではなくて、いろいろな部分が必要となってくると思いますが、きめ細やかな部分を含めて来年の予算の中に反映していただければと思います。その中で、今回、社会保障と税の一体改革の一環として、子ども・子育て関連3法が成立しました。その中で子ども・子育て支援法に子ども・子育て支援計画の策定と子ども・子育て会議の設置について書かれておりますが、これらの実施について現状ではどのように考えているのか。特に子ども・子育て会議の設置については、「努めるものとする」というふうに記載されておまして、市町村の裁量にゆだねられているわけですが、本村ではしっかりとこの会議を設置していただけるのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 清水子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） ただいま南議員のほうから子育て3法ですか、その現状についてということでございますが、現在の状況等につきまして説明させていただきたいと思っております。

まず、子ども・子育て支援法でございますが、第61条から62条に市町村は子ども・子育て支援事業計画を策定することとしております。この計画に関連しまして、県では、市町村の子ども・子育てに関する事業を支援するため、子ども・子育て支援事業支援計画を策定することとしております。また、支援法第77条に、市町村は子ども・子育て会議を置くよう努めるものとするとなっております。この関係につきましては、群馬県で担当者説明会が開催され、法改正の概要と今後のスケジュールについて説明がございました。現在、政府の詳細や予算編成のための資料等何も示されてございません。しかしながら、県から25年の秋ごろをめどに詳細な方針が示されると説明を受けておまして、補正予算対応で今のところ考えてございます。計画策定につきましては、今後策定される県の計画内容を

把握しまして、本村の計画を策定したいと考えております。

また、子ども・子育て会議の設置でございますが、支援法の中には、乳児家庭全戸訪問事業や妊婦健診、保育園、幼稚園の運営につきましても含まれていることから、子育て・長寿支援課だけでは対応できない部分もございますので、関係各課と協議を行いまして、委員さんには関係機関や関係団体、あるいは村民の中から広範囲に委員を選出しまして、本村の実情に則した計画を策定したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） まだ、指導のほう細かい部分が来ていないということで、25年の秋ころで補正予算というような課長の答弁でありましたが、私は今回のこの計画の策定と会議の設置に関しましては、非常によい機会ではないかというように考えております。例えば、今まで本村でも幼稚園と保育園の現状と今後について、私のほうでも質問をさせていただきましたが、現状が果たして本当に地域の子育てに関するニーズに合っているのか、またこれから子育てをしていく世代に合っているのかを見詰め直せる機会だと思っているからであります。

確かに、県の指導どおりに運ぶことも必要かとは思いますが、それだけではなく、本村の子育てのニーズを把握する場所として、この会議の設置に関しては意味があるものではないかと考え、非常に重要な役割を果たすこの会議について、重要性を考え、当初予算のほうで予算計上できるものはもう組み込む、そういった考えはないでしょうか、村長。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） ただいま、課長のほうからいろいろ答弁させていただきました。お金のかかることはまだまだ予算に見積もるところまで行っておりませんが、議員が指摘されますように、会議の設定についてはお金のかかることではございません。機会を見て早くに取り組みたいと、こんなふうを考えておりますので、よろしくご理解願います。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） この会議のメンバーについてなんですが、子育て中の保護者はもちろんですが、これから子育てをする世代にもこういった会議のメンバーに入ってもらえないかなと私は思うんですが、そういった考えは今のところどういったふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 議員がご指摘のように、幅広く意見を求めるというところであれば、やは

りそういったものも必要ではなかろうかというふうに考えております。それらも課長に指示しまして、会を立ち上げるについてはそういった人たちも極力参加していただけるように手配をしたいと思いません。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 先ほど課長も申しましたが、本当に子育て・長寿支援課だけではなく、いろいろな課が連携しないといけない会議だと思いますし、計画もそういった中で策定されるべきだと思っております。子育て関連3法に基づく支援の実施は2015年からというように聞いております。私は、今から村の将来の子ども・子育て支援について考え、準備を行うことで、いざ国の事業等が始まる時に、すぐに手を挙げられるようにしておくことが大切だと考えます。子ども・子育てに関する施策が前に進み、消費税の増税分がきちんと未来への投資に使われることを期待しております。よろしくお願いいたします。

次に、持続可能な社会の実現に向けてをお聞きいたします。

まず、メガソーラー事業の採算性について、前回に引き続き質問をさせていただきます。

この事業は、売電価格の3%が土地の賃借料として村に入ることになっておりますが、ことし7月よりスタートし、現時点で幾らくらいが村に入る見込みなのか、わかる範囲で構いませんので説明をお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 立見総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 7月に売電を始めて、11月30日現在で125万3,522キロワットアワー発電しました。これの42円売電価格ということでいきますと、村に11月末現在で157万9,438円の借地料、貸付料ということになります。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） その予測でいきますと、平成25年度、今年度は7月からということで途中なんですけれども、年間で25年度はどのくらい入る見込みかというのは大まかでわかりますか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 年間で379万644円、計算でいきますとその額になります。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 課長のほうから大体年間379万円ほどが入る見込みではないかという計算が出ていますと説明をいただきました。今まで一番最初に造成費を含む1,500万円、次に、災害復旧費と

して約130万円、そして前回の補正で約1,200万円ほど、3,000万円近くの費用を先に村として投資をしているわけでありますが、さらにプラス人件費、そういった部分もかかってきております。そこでお聞きしますが、かかった費用等を含めて20年間の中でどのくらいから自主財源の確保につながるとお考えなのか、お聞きいたします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） ただいまの質問でございますが、最初に造成費として1,500万円、次に災害復旧費として129万2,000円、さらに災害復旧費として1,109万8,000円の補正を行いました。合計2,739万円となっております。先ほど人件費と言いましたけれども、これはS Bエナジーがあそこへ誘致に来なくても来ても人件費というのはかかるものでございます。人件費を除いて当初計画で、S Bエナジーが当初計画を出しておるのが、売電が1年間に286万キロワットアワーとしております。しかし、7月から11月までのデータによりますと、1年間で379万644円入るということになりますので、それでいきますと、人件費を除いてこちらのデータからいきますと、7年と3カ月くらいで、今までの分が賄えるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 人件費を抜かした部分とありますが、そのほかにも今回の今年度の予算の中でもいろいろ自然エネルギー事業に関しては予算がついていると思いますが、工事費だけではなくて、そういった部分で本当に採算性があるのか、自主財源確保につながるのかという部分が、一般会計ではわからない部分がたくさんあるなと思っております。水道なりほかの事業等特別会計にしますと、そこに人件費も入り、どのくらいの事業費がかかっているという部分がわかるんですが、やはり村長が進めるこの自然エネルギー事業ですが、ちゃんと人件費も含めて特別会計にしないと、本当に自主財源の確保につながっているのかがわからないと思いますが、特別会計にする考えはないでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 議員のご指摘のことはごもっともだというふうに思います。がしかし、太田市では始めたのが自主財源確保をメインに上げております。ですから、新聞報道によりますと、特別会計をつくって、そこで今、議員がおっしゃいますように、いろいろな面でちゃんと会計を明確にし、それを市民に提示するというところでございます。

榛東村にあっては、私も自主財源確保ということもねらってきてはおったんですけども、ただ、榛東村のメガソーラー誘致の進出については、平成23年第2回定例議会において委員会発議により、ソフトバンク社による大規模太陽光発電所メガソーラープロジェクトの誘致に関する決議によって誘

致した経緯があり、それにのっとして自主財源確保としての誘致はもとより、原発の代替エネルギーとして自然エネルギーの普及と村の活性化施策も理由として認識しております。ですから、今のところ特別会計をつくって云々ということは考えておりません。ただ、それについての細かい説明はその都度メガソーラーについてはしていきたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 細かい説明をしていくということで、本当にどのくらいの賃借料につながるのか、わかった時点で村民のほうにそういった部分にも説明をしていただければと思いますが、自主財源確保という部分で考えますと、やはり特別会計にすべきではないかと思えますし、今は小水力発電の調査等も行い、今後も村長も進めていきたいというのであれば、やはりこれはきちんと特別会計にして、その収支を一般会計ではなくて、わかる形にするべきだと私は思います。

10月に環境整備特別委員会で長野県飯田市のほうに行ってまいりました。環境モデル都市ということでありまして、自然エネルギー事業に関しても取り組んでおり、とても進んでいる自治体だと感じました。本村と大きく違っている点は、研究と計画がしっかりしており、市の方向性がきちんと決まっていたということでありました。

そこで、本村も環境基本条例計画についてちょっとお伺いしたいと思います。以前、本村でも環境基本条例案が策定され、パブリックコメントも実施しましたが、まだ議会には上程されていない状況です。みずからの地域における環境行政の基本となるこの条例、今後どうしていく考えているのかお聞きいたします。

○議長（高橋 正君） 青木住民生活課長。

〔住民生活課長 青木 繁君発言〕

○住民生活課長（青木 繁君） この条例案につきましては、その後、昨年9月の第3回定例会の上程を検討しましたが、東日本大震災の前に作成した内容でありまして、当時大きな社会不安となっていた放射性物質の汚染問題に触れておらず、この状況下で世間に知らしめることに疑問を感じたため、上程を見合わせました。その後も、放射性物質については汚染状況重点指定地域の指定対応、指定廃棄物最終処分場問題などさまざまな問題が生じており、環境基本条例の趣旨からSBエナジーのメガソーラープロジェクトはなじむテーマとして認識しておりますが、ちゅうちょしていた次第です。

なお、環境基本条例を制定しますと、行政、住民、事業者の漠然とした環境に対する意識や総意などが、国の環境基本法と結びつき、明確化されることとなります。しかし、現在の経済活動や生活水準を維持したまま原発を廃止し、化石燃料に依存した場合は、二酸化炭素を削減できません。原発問題の解決など国の環境政策を見きわめる必要もあると考えています。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 国の政策を見きわめるというのわかりますが、村としてどうしていくのかという部分で考えて、こういうものはきちんと考えるべきだと思うので、そのあたりきちんと考えていただきたいということと、これ第5次総合計画にも環境基本計画の策定というのが盛り込まれているんですが、それも計画の年度より過ぎてもこれ実施されていないということで、そこも含めてきちんと行うべきではないかと思いますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほど、課長が話されましたように、環境基本条例を議会に上げるということで準備を進めさせていただいたわけですが、その後、3.11の震災、あるいは原発事故等がありました。そんな中で、村でも放射性物質の廃棄等につきましていろいろな国からの事案、それからまた県からの指示がございました。しかし、いずれにしても、それらが本当に的確でない、本当の指示でないというような関係から、村もちゅうちょしているということは、先ほど課長からお話があったとおりでございます。私どももそれらの国の措置、あるいは廃棄物の取り扱いについて明確なもののできた時点で、やはり村に合わせた環境基本条例を策定したいと、こんなふうに考えております。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） まだ、しばらく先になるような村長の答弁であります。本当に飯田市に行ったときに感じたのが、何年もかけて計画をしっかりと練って、その実施のためにいろいろな方向を研究して、一番いい状況で村とか町にとっていい方向で事業を行っていているという部分で、榛東村とは本当に大きく違うなど。自然エネルギーの部分だけ先行しても、全体としてきちんとした計画のもと行わないと、なかなか狭い部分だけの事業になってしまうと思いますので、今後も自然エネルギーだけでなく、もっと広い視野でこの持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、学校給食についてお伺いします。

以前、山口議員の質問の中で村長が答弁をされまして、給食費の第3子の無料化について話をされておりました。まず、村長の考えるこの給食費の第3子の無料化の対象をどういうふうに考えているのか、人数と費用についてわかる範囲で説明をお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 早川学校教育課長。

〔学校教育課長 早川雅彦君発言〕

○学校教育課長（早川雅彦君） 給食費の無料化問題でございますけれども、これまでご質問の中にごございましたように、村長のほうから削減ということで将来的な発言があったというふうに記憶してございますけれども、これを具体的な形でどのような形で導入していくかということでございますけ

れども、現在、中学生以下の兄弟が3人以上いる第3子以降、そういったものに対して保育料等の無料化というものがございますけれども、先ほどの答弁の中にも、これを18歳以下の兄弟が3人以上いる場合の第3子以降に拡大したいという話がございましたので、給食費の無料化についてもこの基準に合わせた形で導入をしたいというふうに考えてございます。

具体的な対象人数、予算面のものがございますけれども、学校教育関係で申し上げますと、現在の見込みでございますけれども、幼稚園児22名、小学生105名、中学生17名、合計144名を見込んでいるところでございます。これに対応する費用につきましては690万円ほどとなっております。

なお、保育園児につきましては子育て・長寿支援課長のほうから申し上げます。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） 保育園の関係でございますけれども、保育園におきます給食費負担につきましては、3歳以上で給食費として月額1,000円の保護者負担がございます。

なお、給食費につきましては年齢に関係なく、村から園に対して支出しております保育負担金に含まれておりますので、保護者負担は発生しない仕組みとなっております。

3人目以降の給食費を無料化した場合、対象者数は現在の見込みでは33人で、これに対応する費用は39万6,000円ほどでございます。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 2課長から説明があったとおりでございます。私も、山口議員からもご指摘していただきました。そしてまた、今回南議員からもご質問を受けております。そんな中で、先ほどから話されましたように、無料化については来年度から実施したい。無料化について条件がございますけれども実施したいと、こんなふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 村長の考える給食費の第3子の無料化の対象について説明いただきました。私は、以前より給食の食物アレルギーの子供たちへの対応についてずっと質問をしてきているんですけども、学校教育課長を初め、給食センター等でも少しずつ対応をしてくださっており、ことしの2月よりアレルギー対応の献立表をつくっていただくことができました。しかし、代替食や除去食については施設面からも難しいといった状況で変わっておりません。現在、そばアレルギーに対してのみうどんの代替を行っているところなんですけど、ほかの献立、例えば牛乳等でも、もし代替ができるものがあれば、できることからこちらでも実施していただきたいと思いますが、給食費の無料化には三役の給料カット分を財源にということで、前に村長からお話がありましたが、アレルギーへの支援も

考えていただけないでしょうか、村長。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 非常に今の生徒・児童については、アレルギーが問題になってきております。そんな中で、議員が指摘されますように、そういった環境をつくることも村の一つの仕事ではないかというふうに思っております。しかし、今現在、その対応されるべく施設が非常に今でもとても手狭であるというような指摘を受けております。それから、築後何年もたっております。そんな関係から建てかえが来るのではないかというような予測の中で、そのときには十二分に皆さんのご意見を聞きながらそういう対応を考えていきたい。

それから、また私個人の考えですけれども、吉岡の町長ともちょっとお話しさせていただいたんですけども、吉岡も2年前に伝染病のことで非常に苦慮したというようなことでございます。これもやはり施設が問題だということも指摘されている一つでございます。そんな中で、榛東、吉岡で建てかえるときだったら一緒にやったらどうだというようなお話もありますので、それらを中心に議員がおっしゃいますいろいろな対策についての十二分な施策づくりについて、これからいろいろと話をしたり詰めていきたいと、こんなふうに思います。

よろしくをお願いします。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 建てかえや何かのときには、きちんとアレルギー対応の給食についても一緒に考えてくださるということで、ただ、できることからという部分で献立の代替食に関しては、今うどんだけやっているということなんです、その他牛乳等を検討していただけないか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 早川雅彦君発言〕

○学校教育課長（早川雅彦君） ことしの2学期からアレルギー物質を含む食品を記載したところのアレルギー献立表というものを作成し、希望者に配付しておりますけれども、現在、希望者の数を見ますと、幼稚園4名、小学生15名、中学生1人の計20名となっている現状でございます。このうちアレルギーのために牛乳が飲めない子供は、小学生2人、中学生4人の計6名という状況でございます。

ご質問の牛乳にかわる飲み物、そういったものが取り入れられないかということでございますけれども、牛乳につきましては、申し上げるまでもなくカルシウムが多いなど栄養価にすぐれていることはもちろんのこと、納品業者から各学校などに直接必要量を配達してもらえるなど、スムーズな調達ができるということから、毎日の献立の中に必ず取り入れているものでございます。これにかわるも

のということでございますけれども、代替食品を考えるに当たりましては、栄養面以外にも学校給食にふさわしいものかどうか、あるいは1人分としての適切な分量の製品が流通しているか否か、単価面、各学校への納品、配達方法などについても検討をする必要がございますので、学校などとも相談しながら実現の可能性について調査研究をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 調査研究していただけるということで、ぜひ今年度中にできればやっていただければと思います。食物アレルギーの子供が、1品でも、1日でも同じ給食が食べられるように、これからも食物アレルギーの対応について、できることから実施していただきたいと思います。

続いて、第5次総合計画についてお伺いいたします。

まず、進捗状況の把握、また予算への反映が先ほども条例のほうがまだ予定ほど進んでいないという部分で指摘しましたが、そういった部分、予算への反映をこの第5次総合計画に関してはどうのよう形で進めているのかについて、説明をお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 進捗状況でございますけれども、第5期榛東村総合計画による基本計画は、平成18年度から平成22年度までを前期基本計画とし、平成23年度から平成27年度を後期基本計画としております。また、実施計画は基本計画で定めた基本政策を効果的に実施するため、具体的な事業を明らかにするとともに、毎年度の予算編成及び事業計画の指針となるものであります。

進捗状況についてお答えを申し上げます。

第5期総合計画の具体的な事業名としての根幹事業実施計画数は52事業です。前期の根幹事業実施計画数は51事業で、達成事業数は50事業、達成率は98%でございます。また、後期根幹事業実施計画数は39事業で計画途中ではありますが、順調に進んでおるということで、達成できる見込みであると考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 今後も、第5次総合計画を踏まえて、きちんと計画どおりに進めていただければと思います。また、総合計画にあります図書館、児童館、学習センターを含めた総合施設について、これも私が以前質問したんですが、村長が委員会を来年度から立ち上げたいというような答弁をそのときいただいておりますが、これ来年度予算には反映していただいているのか、反映する考えがあるのかお聞きいたしたいと思います。

〔「ちょっと休憩して」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前9時56分休憩

午前9時56分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 南議員の質問にお答えさせていただきます。

複合施設というのは、生涯学習センターととらえてよろしいんですか、はい。

生涯学習センターというのは、今、南議員ともあれしたんですけれども、中央コミセンのことだと思えます。それは中央コミセンにおいては文化活動が活発になってきており、週に1度コミュニティセンターを使用しております。国の耐震基準が示される中で、中央コミュニティセンターの耐震基準は著しく低下し、低いと指摘をされております。そのために補強工事をするか、あるいは新設するか等で議論をした中で、新規建設をすることが望ましいと答申されました。また、役場庁舎跡地の問題等でいろいろ議論をさせた中で、やはり生涯学習センターが必要であるということも盛り込まれております。そのために、私も近々に委員会を立ち上げてやりたいというお話は申し上げましたけれども、何せ、事業計画には実施計画あるいは基本計画、それからまた財源確保も必要でございます。そんな中で、今の段階では、26年度防衛事業要望事項として進めているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） では、具体的にそれが26年度以降でないと委員会も立ち上がらないということですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 議員もご案内のように、25年度は今のところ予定としては南小学校のプール改築、あるいは体育館新設という事業がここ一、二年のうちに入ってきております。そんな中で、単独でできる事業であればその予算上程をされてもいいんですけれども、やはり防衛予算を使うということになると、ある程度の予算の均衡化が保たなければならないということから、生涯学習センターについては26年度の防衛予算についての要求ということで、今進めさせていただいているところでございます。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） その事業を進めるにも、その前に事前に委員会を開いて、本当にどういったものにするかという話を検討されると思うんですが、そういった部分も、補助金がついたからすぐ決めなければいけないという状況よりは、事前に時間をかけていろいろな村民の方からの意見を聞いて、それを反映させることも必要だと思いますし、特に児童館は第5次総合計画では南北に一つずつつくるといように書いてありましたけれども、それがなかなかかわらない現状で、幾つも幾つも箱物と呼ばれるものをつくっても、費用が加算されてしまうだけだと思いますので、生涯学習センターの建てかえという部分、いろいろなことを検討されて施設をつくっていただく上で、きちんと委員会を長い時間をかけてやる、またアンケートを村民にとる等をしながらやっていただきたいと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 南議員の言われることは本当に大切なことだと思っています。今度、南コミを改修するに当たっても、基本計画を立てる前に住民の皆さん、そして議員さん、関係機関のクラブ、あるいは会の皆さん方を一堂に招集させていただきまして、ご意見を聞き、それを基本計画に上げるという一步目線を下げてやろうというふうで、この12月20幾日ですかご案内されている方も多いと思いますけれども、そういった会を開いて、いろいろな意見を聞き、その中で今度は設計に反映をさせたいというふうに、今までと違ったやり方をとっていききたいと、こんなふうに思います。

ですから、今ご指摘の生涯学習センターにおいても、やはり事業は始まる年度が決まれば、それに逆算して、予算計上なんかもできることはどんどんと進めて、そういった委員会を立ち上げてご意見を聞き、それを反映するという手だてをこれからも施していきたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） なるべく早い段階で、いろいろな声を聞きながら施設、そしてさらに村長も申しましたが、村だけの予算でできることではありませんので、そういった部分の補助金、そういった部分にもご努力いただきたいと思います。

最後に、将来にツケを残さない村づくりについてお伺いいたします。

ここに、私は総務省が発表する2010年の国勢調査の本村の年齢別の人口データを自分で調べて表にしたんですけども、榛東村も日本全国と同じように、やはり団塊の世代、第1次ベビーブームと言われる世代と、第2次ベビーブームという世代の人口が多く、私の年齢くらいからは緩やかに本当に人口が減少傾向にあるという状況が、榛東村でも日本とそんなに変わらないような状況ということがわかりました。

この表から見ましても、将来的な生産年齢の人口減はもう明らかであります。今後、生産年齢人口

が減ることにより、税収の減少が考えられます。今後、借金の返済額、起債の償還もふえていく中で、将来にツケを残さない財政運営が問われています。本村においても厳しい状況が考えられますが、この将来にツケ、いわゆる借金や負担を残さないようにするために、今後どのような財政運営をしていく考えていращやるのか、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 私も議員のおっしゃるとおりだというふうに認識しております。現在使用されておりますいろいろな施設について、ことしから本当に返済が始まります。平均で多いところで約3億円くらいの返済を強いられるというような状況下にあります。それが30年ころまで続くかなというふうに今、私自身思っているところでございます。

そんな中で、いろいろな施設をつくるのについて、先ほど申し上げましたように、必要最小限度のものは、これはつくらなければならないという考えでおります。ただ、その最小必要限度のものについても、やはり地域住民、そしてまた議員の皆さん、それからそれに携わる人たちの意見を聞いて決定をしていきたい、進めていきたいと、こんな考えでおります。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 村長も必要なものは必要として、必要でないものは必要でないものということで、きちんと考えていく、見きわめをしていくことが必要だと村長もおっしゃっていただきましたが、私も本当にそのとおりだなと思っております。特に先ほど建てかえの部分、学習センターの建てかえということで、それも箱物といえば箱物ということで、それに関しても、いろいろな財政面を考えての、先ほど村民の意見もと言いましたけれども、村の財政を考えてのそういった部分も検証しなければいけないとは思っておりますが、箱物についてはつくった費用だけではなくて、その後の人件費や維持管理費が必ずついて回るものだと考えます。例えば昨年度の決算、平成23年度の決算によりますと、耳飾り館では人件費や維持管理費を含めて約1,150万円が、また、ふれあい館に関しましては減収補てん金が約2,370万円というような形でかかっております。

起債の償還がふえ、税収が減った場合、毎年このような費用がかかっていくということは、大きな負担ではないかと考えますが、この赤字施設をこのままにするのではなくて見直していく考えはないでしょうか、村長。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） ふれあい館と、それから耳飾り館ですか指摘されました。同じようなことですので、ふれあい館について答弁をさせていただきます。

ふれあい館は、開設以来17年が経過し、施設設備等の老朽化に伴い、改修等の費用が本当に膨らんでおります。また、入館者の減少から、平成18年以降の収支は赤字続きとなっておりますことは承知しております。村の限られた財源の一部を補てんしなければ営業ができない状況下になっておりますけれども、そんな中でも少しでも赤字額の減額に、今ふれあい館職員一丸となって、その対策に取り組んでおるといこともお聞きしております。今後の対策といたしましては、ふれあい館運営委員会の意見も踏まえ、運営方法や営業時間などについてさらに検討を行って、一般財源の削減に努めたいと、こんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 委託といたしますか、ふれあい館は社会福祉協議会がやってくさっております、その中でもうどのの販売を始めたりだとか、いろいろなことでご努力されているのは私自身も認識しております。しかしながら、本当にその努力だけでこの部分が減るといっても、2,370万円を一気に黒字に持っていくというのは、そう簡単なことではないかと私は思いますし、そもそもそのふれあい館自体のあり方自体を見直すべき、運営ではなくてそれ自体のあり方を見直したらどうかなど私は思うんです。耳飾り館もそうなんですけれども、現状維持の運営の改善とかそういった部分は、今までいろいろな部分でされてきたと思うんですけれども、ここ数年たっても、そういったことがなかなか見えてこない部分がありましたので、そうではなくて、そういった施設全体のこのあり方、今後これをその現状の施設として維持していくのか、また、違う方向性を見出すのかという部分の見直しをしたらどうかという部分でお聞きしたんですけれども、村長、いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） この問題については、いつも管理委託のときに出る話でございます。そのあり方、それからこれからどういうふうにしていったらいいんだということを、いろいろ委員会等でもお話をさせていただいているわけですが、なかなか妙案は浮いてこない。ただ、こういう施設、それから、耳飾り館等も黒字であれば一番いいわけですが、この内容、それから施設の状況、それから目的からいって、必ずしもプラスになるところは群馬県下でもそうないというふうに認識しております。ですから、ある程度の出費は、マイナス面は仕方ないかなというふうな私は認識しております。

ただ、今指摘されますように、その認識というか、指摘される認識が余りにも大きなお金になっていることが問題であるわけですし、これについては運営委員、あるいは社会福祉協議会長ともいろいろお話をふだんもさせていただいているんですけれども、ふれあい館をつくった原点に戻って、もう少し討論をしてみようではないかというお話をさせていただいておりますけれども、まだ、具体的にはこれはこうというものがいないところが現状でございます。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前10時10分休憩

午前10時10分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 一つ訂正させていただきます。

運営委員会ではなくて社協の理事会で検討をさせていただいておるということでございます。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 村が経営しているもので黒字という部分は難しいといった部分も、例えばふれあい館であれば福祉を目的だったり、耳飾り館であれば村の歴史的価値といいますか、そういったこともありますので、理解をしている部分もありますが、でも、この今の現状がずっと続いていくということは、やはり将来的な負担になると私は思いますので、どこかの段階で今からでもいいので、きちんと見直すなり、しっかり考えていくべき課題だと私は思っています。そのほかにも村が建てた施設というものが榛東村には幾つかワイナリーとかあるとは思いますが、昨年度もワイン醸造施設屋根改修事業補助金ということで約140万円村から補てんしていますが、この施設の老朽化が進み、修繕等が必要となったとき、村が建てた施設に関しては今後も村が負担をしていかなければならないのか、その部分をお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前10時12分休憩

午前10時12分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

村上産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） ただいま議員さんからワイナリーというお話が出たんですけども、ワイナリーの関係については国の補助金をいただいています。国の補助金というのは、一応処分制限というのがございまして、鉄骨ですと施設をつくってから31年と、そんなような処分制限期間がございまして。その期間については、ある程度村も維持管理、それから管理委託している団体についても、そのような形で進めたいと、そんなふうを考えています。

ただ、国自体につきましても、今現在そういう施設につきましても、ある程度年数が過ぎれば譲与

と、そんなようなことも考えておりますので、そういうような形で譲与をしていただくようであれば、村も施設の譲渡ですか、その辺も今後検討をしていきたいと、そんなふうを考えています。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） もちろん行政でしかできないことは行政で行うしかないとは思いますが、民間でできることを行政が行っていく必要はないと考えます。今後何か施設等をつくるに当たっても、本当に必要なのか、将来の負担はどうかをきちんと検証していただきたいと思います。

来年度の予算編成も始まっていると思いますが、あれもこれもの時代は終わり、あれかこれかという選択を迫られている中で行政を運営していくには、時には厳しい決断をしなければならないときもあると思います。特に村長におきましては、今がよければよいという考えではなくて、今だけでなく将来のことを考えたご決断をしていただきたいと思います。

以上で私の質問は終わりにさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 以上で5番南千晴さんの一般質問が終了いたしました。

ここで休憩をいたします。15分間休憩、10時半から開会いたします。

午前10時15分休憩

午前10時30分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

引き続きまして一般質問を行います。

質問順位2番、山口宗一君の質問を許可いたします。

2番山口宗一君。

〔2番 山口宗一君登壇〕

○2番（山口宗一君） 皆さん、こんにちは。2番山口です。

ことしの夏は暑い日が非常に長く続いたため、秋を感じる期間が短かったように思います。秋は食欲の秋とかスポーツの秋とか芸術、そして読書の秋とよく言われています。最近、文部科学省が発表した件なんですけれども、2010年度に全国の小学生が図書館で借りた本の数が26冊であると公表しました。これは前回の調査に対して7冊余りふえたと、そういうことです。文科省のふえた理由としては、漫画で歴史を教える読みやすい本が図書館にふえたり、それから、図書館の一度に借りられる上限を引き上げたり、あるいは館が閉館時間を延長したなど、そういうことが背景にあると、そのように言われています。さらに幼少期から読書に触れる、そういうことの重要性を指摘しておりました。前にもこの場でお話をしたことがあるんですが、1冊の本がその人の人生を変えると、そのように言われています。おじいさんやおばあさんが孫を連れて図書館に行く、そういう環境づくりは大人の役目ではないかと、そのように考えております。ちなみに、日本全国の読書をされた平均値は5.4冊だ

ということでした。

ところで、きょうの質問内容をご案内のように、第5次榛東村総合計画について質問をさせていただきます。

以降、自席にて質問をさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 2番山口君。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） では、通告に従い質問をさせていただきます。

第5次榛東村総合計画は、村政の指針として豊かさを実感し、夢と感動を創造する村、榛東を目指して平成18年3月に策定されました。この計画の期間は平成18年度から平成27年度までとし、平成18年度から平成22年度を前期基本計画、平成23年度から平成27年度を後期基本計画としております。さらに第1章の「安らぎ」から第7章の「支える」の中に52の事業を明らかにしております。この計画の策定には現村長も審議委員会の委員として審議、検討をされたと聞いております。当然、その内容については熟知されていると、そのように認識しております。

そこでお聞きします。

前期基本計画18年度から平成22年度の5年間において、ほぼ計画が順調に進んだ事業と、まだ道半ばの事業と、それからまだ全く計画が行われていない、その3つに分けたときに、総括して主なこういう事業を一、二上げて簡単に説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えいたします。

第5次榛東村の総合計画においては、先ほど議員が言った期間どおりでございます。また、実施計画は基本計画で定めた基本施策を効果的に実施するため、具体的な事業を明らかにするとともに、毎年度の予算編成及び事業計画の指針となるものでございます。進捗状況についてお答えいたします。

第5期総合計画の具体的な事業名としての根幹事業実施計画数は52事業です。前期の根幹事業実施計画数は51事業で、達成事業数は50事業、達成率は98%であります。また、後期根幹事業計画実施計画数は39事業で、計画途中ではありますが順調に進んでいると認識しております。また、未達成の事業についてでございますけれども、基本計画策定後の各種施策や施策の変更等により事業の時期が変更になったもので、未達成となっております。前期末達成事業の1事業は、防災広場整備事業で、調査設計業務委託を平成24年度当初予算に計上済みであり、工事については平成25年度予算に計上する予定でございます。

なぜ、達成できなかったかという理由でございますけれども、防災広場については国庫補助金事業として当初実施を行ってございましたけれども、地域住民からの多目的利用できる公園、南部公園の要望や防災計画に沿った防災広場の整備構想など、時代背景を反映した事業の実施要綱が変更になった

もので見直しを実施するなど、事業実施に対する社会的背景が反映された結果であると認識しております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） ただいま村長のお答えは、ほぼ予定どおりに計画が進んでいると、そのように認識しました。そこで、一、二点お伺いします。

まず、主要指標である将来人口について伺いたいと思います。

昭和50年の国勢調査での人口は9,224人でした。その30年後の平成17年は1万4,158人であり、53.5%の増加となりました。しかしながら、5年後の平成22年度は1万4,370人で212人の増加にとどまりました。策定時で示した将来人口の推計は、1万5,500人であり、推計に対して1,130人少ない結果に終わったわけです。この要因が何であったと思うかお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 答えになるかちょっと私も疑問なんですけれども、私が思うのには、やはり社会情勢の本当に一変した状況ではないかというふうに思います。それと同時に、結婚率が非常に下がっているということも上げられる一つの理由ではないかというふうに思います。村でも人口増加をねらうためにいろいろな施策を施してきました。しかしながら、やはり今の情勢に、ニーズに合っているものがあるかどうかという、やはりまだまだ未熟なところがあるというふうに私自身思っております。そんな点をこれから改善し、達成に向けた数値を上げていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） これは計画としてのことではないので、これは世の中のこういう趨勢の中に榛東村も置かれたのかなと、そのように感じていますが、推計値がちょっと高かったのか、あるいはふえるような環境が整わなかったのか、その辺が問われるところではないかと、そのように感じております。

それと、もう一つですが、平成15年8月に健康日本21榛東村計画を策定しました。その中で、9つの分野において現況と課題、目標値を定め、健康づくりを総合的に進めてきたようです。そこで、平成22年度に実施した健康に関する調査では、ほとんどの項目で当初の目標値を達成できなかったようです。それは何が足らなかったのかお答えください。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前10時40分休憩

午前10時41分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） ただいまのご質問についてお答えをいたします。

今回、榛東村総合計画の後期基本計画の推進についてということで通告をいただきまして、内容の調査をしておりましたが、先ほどの22年度の健康づくり調査ということだったと思うんですが、その関係について本日資料の持ち合わせがございません。ただ、その健康づくりの健診の数字等につきましては、後期基本計画、その中の保健・医療等の関係で考え方、数字を持っておりますので、山口議員の質問に合うかどうかわかりませんが、考え方は述べさせていただきます。

健診につきましては、過去から健診の内容を個人に通知をいたしまして健診者の増を基本計画の中でも目指してきておるわけですが、まず一つ、平成20年に健診方法の変更ということで法律の変更がございまして、特定健康診査、特定保健指導ということで新しい制度が始まりました。これによりましてこの総合計画の中にあります健診率等が、健診者の把握に若干の差が出まして健診率が思うように伸びていないということが一つ考えられるかと思えます。それと、現在の健診の状況につきましても、平成24年の状況も昨年に比較しまして大きく伸びているという状況ではございません。被保険者の皆さん、国保だけではなく、その他の社会保険等の皆さんにつきましても、健診に対する広報あるいは啓蒙はしているんですけども、なかなかそれが皆さんに伝わらない。自分はまだ健康なんだよということで、なかなか健診に向いていかないということが健診者の増につながっていかない状況かなというふうに考えております。

先ほどの質問のほうの22の8項目ですか、その関係について今手元に資料がございませんので、また、これは後ほどお答えをさせていただきます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 通告をした後、課長とは多少の打ち合わせはやったつもりなんですけど、これは前回の質問の中でも前保険課長ともいろいろなやりとりをしまして、これからの後期のほうで出てくるんですけども、今年度は健康保険料が17%余り増額になる。介護保険料も33%ほど増加になると。そういうもろもろの中で進めてきた5年間とか7年間のそういった保健行政とか何かに、いろいろな問題がなかったのかのそういう質問に対するお答えですから、その辺は十分前保険課長もおられるので答弁はできるかと、そのように考えますが、次に進みます。

後期基本計画の推進について伺います。

まず、村の動向のうち人口動向について伺います。村の活性化には人口の増加がまず必須条件と考えております。将来人口の推計では、平成27年度の人口を1万6,500人としております。平成22年度に対して2,000人余り、率で15%ほどのアップを達成しなくてはなりません。推計値に少しでも近づけるためのお考えを伺います。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前10時46分休憩

午前10時50分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） お答えします。

山口議員が言ったとおり、国勢調査人口を見ますと、平成22年度は先ほど申したとおり1万4,370人、平成17年度と比較すると212人の増加で、率で1.5%の増加となっているということでございます。群馬県においてはこの時点でも1万5,928人減少しております。また、15歳から64歳までの生産年齢人口については22年度は9,423人で、平成17年と比較すると49人減少、率で0.5%の減少となっているものでございます。第5期の総合計画の人口推計は、その時点での人口推計ということで詳しいことはわかりませんが、5期の19ページに載っているものでございますけれども、法と法と回帰分析により平成27年、32年ということで人口推計をしてございます。この方法でやるとこのとおりになったということで、現実との乖離については今後検証をしなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 通告に対する打ち合わせというんですか、その辺でご迷惑をかけているようですが、引き続きこの人口について質問をさせていただきます。

国勢調査の人口と住民基本台帳の人口とで多少のずれがあるんですが、これは最近のデータですけども、住民基本台帳の人口は平成23年4月1日、昨年の4月1日時点で1万4,720人、これをピークにして減少傾向に入ったのではないかと危惧しています。この4月1日は1万4,717人、さらに24年9月30日、これが1万4,680人、こういうふうになっております。これも先ほどから心配しているんですが、先ほどの南議員からも出たように、人口がここに減るといふこと、特に15歳から64歳の生産人口、これがここにふえていくということが村の活性化につながるということで、人口をやはり計画どおりにふやしていく、そういう政策というのが非常に大事なことはないかと、そういうことで取り上げさせていただいたんですが、減少傾向に入ったという認識をお持ちかどうか、その辺をお答

えください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えいたします。

山口議員が話される心配されている減少に入ったかどうかということでございますけれども、今の統計では徐々にそういう波及がされてきているのかなど、波風が立ってきているのかなというふうに思っております。そんな中で、村ではその対策として今現在、これは日本全体が人口減少ということをとらえながら、本当に重要かつ深刻だということで、村としては道路網の整備をちゃんとし、そしてまた魅力ある生活環境を整えることが、それに歯どめがかかるのではないかとというようなふうに私自身は考えております。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） ただいま村長からお答えがありました。この魅力ある村づくり、これはわかるんですが、具体的にどういうふうに魅力が持てる、榛東村に住んでみたい、そういった村づくりをお考えなのか、簡単にお話ください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 議員もご承知のとおり、今回の平成24年度の当初予算編成の中にも幾つかうたってあります。私も全部は覚えていないんですけども、学童保育の充実、あるいは幼稚園、保育園の授業料の減額、あるいは妊産婦の補助制度を利用したところの制度利用、そういったもろもろの対策を考えて今提示させていただいているところでございます。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 子供というのは、そう簡単にすぐできるものではなくて、やはり時間のかかるものだとして認識しております。その生産人口の方が来ていただいて、子供さんをふやしてにぎやかにすると、そういうことを長期的に考えていく必要があると思います。先ほどからもゼロ歳児から14歳児の数値が年々下がっていると。平成12年が17.4%でした。22年度は14.8%で2.数パーセントここに下がっていると。これはもう年々ここに下がって、それから65歳以上の方は増加傾向に進んでいて、中間が、やはり働き手が少なくなってくると。しかしながら、吉岡町なんかは10.1%と増加傾向にあるわけです。ですから、近くにお手本があるのですから、そういうことも含めて、いろいろな角度でここに仕事を進めていくことが必要ではないかと、そのように考えておりますが、そのことについてどういうお考えを持っているのかお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） よく吉岡の町長に、今、山口議員が話されることを私もお尋ねしているところでございます。その中での話し合いでは、何しろ道路網がよくなったという一言に尽きるということで吉岡町長は話されております。というのは、もう10年くらい前ですか、あそこの前橋から上野田線のところの整備事業が進み、そしてまた、もう40年からたつんですけども、吉岡では都市計画道路を設定しております。高速道路があくときに、もうカルバートをちゃんとあけて、そのときに都市計画道路を決定したということでございます。そんな中からもう40年の長きにわたってその整備を進めてきている。プラス吉岡の前の県会議員大林さんが、あそこへ（仮称）上毛大橋を建設して地域の活性化にするんだということも念頭に置いて、それも実行されております。

そういった道路網の整備によって地域の経済、そしてまた企業誘致等が誘致をしなくもどんどん入ってくると。それともう一つは、あそこへ高速道路のインターチェンジができたということに合わせまして、今ふえている人口はどんな層だということをお聞きしましたら、公務員が多いそうです。なぜかといったら、公務員は異動があります。異動するのに一番いい地域だと。どっちへ行っても30分以内で出勤できるというメリットがあるというような中から、今、公務員の人たちの子供さんが大幅にふえ、しかも駒寄地区に集中しているということのお話を伺いました。

ですから、先ほど私が申し上げましたように、やはり村の道路網は本当に真剣に取り組んでいかなければならないと。その中でやはり子育て、それから住環境も並行してやらなければならないのかなというふうに強く思っているところでございます。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） わかりました。人口の減少はこの榛東村だけでなく、日本全国そういう傾向につながっているような気がします。しかし、ふえているところもある、そういうことで、できるだけここにふえるような、そういう施策を、魅力ある村づくりをここに進めていただければと、そのようにお願いします。

次に進みます。

保健、医療、福祉について伺います。

村では、住民一人一人が健康的な日常生活を送ることができるよう、各種検診体制の充実を図るとともに、保健活動の拠点となる施設も整備してまいりました。しかしながら、平成23年3月ごろから数カ月間にわたり1,000万円前後の医療費給付の増があったことは皆様ご承知だと思います。結果、保険税を先ほど申し上げましたが17%ほど上げるような状況になりました。医療費増につながった原因の検証は当然されていると思いますが、その内容をお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 先ほど山口議員からお話がありましたように、23年の当初から、月につきましては何月、何月という大きな動きはございませんが、多くなったと思われるのが23年の当初から何カ月間か医療費が議員のおっしゃいますように高騰をいたしました。そのために、平成24年度に国保の税率を改定をさせていただいております。ただ、この中で月数にして6月くらい大きな月があったわけですが、その内容が何があってここでボーンとふえたんだと、それは確かに件数がふえまじたり、個々の診療費がふえたりということでございまして、その内容がどこまで突き詰めて、何があって、何のためにここがふえたんだという、そういう結論は、調べてみても調べにたどりつけないというような状況でございまして、ただ、その月は件数がふえて医療費が伸びたという事実があったということでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 今のお答えですと、一過性のものではないかなというお答えでした。やはり健康でここに暮らしたいという気持ちはどなたも同じだと思います。健診も進んで受けてもらうような、その結果が要検診とか要治療とか、その辺のサポートもやはり必要になってくると思います。

それで、保健センターができたんですが、保健センターに通ってくる人は健康的な人が多いのではないかなと、そういうふうに思います。やはり、保健師さんが出前で各家庭に行き、すべての家庭ではないですよ、健康を害しているようなそういうお宅を訪問して、食生活の改善とか家の中でできる運動とか、そういうことをサービスする必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 山口議員がおっしゃいますように、個々に確かに危険性のある方の把握がまずできるかどうかということでございますが、健診の結果によりましての例えば要検診ですとか、再検診ですとか、そういったことではそれは医学的に次の検診を受けてくださいというまず通知が出ると思います。それから、医療費的には、これも山口議員から前に話があったと伺っていますけれども、高額療養費、医療費のかかった方々について確認が役場のほうで当然できます。その方に保健師がどうかというお話かと思うんですけれども、保健相談センターができて、先ほど申しましたように、平成20年度に健診の内容が変わったことによりまして、保健師の手間がふえていることが一つまずございます。実情としまして、保健師、実際に健康保健センターに3名しかおりません。先ほどからお話の出ております乳児につきましても、保健師が家庭に訪問するような制度もございます。

そんな中で、今の保健師の体制では病気の関係で医療的な通知を出したりですとか、電話で来る相談に応じたりですとか、そういったことは可能かと思われませんが、各家庭に伺って個人に対しての健

康指導をするような、そこまでの時間的な余裕が、まず保健師にはないだろうというふうに考えます。保健師は今、この前もちょっと打ち合わせのときにも話をさせていただきましたが、体の健康ばかりでなく精神的な健康の面まで保健師が対応する状況になっておりまして、保健師の求められる能力もかなり上がってきておりますし、個々の対応する内容も多岐にわたっているという状況でございまして、今の状況では健康に関する病気だけについて保健師が一般家庭に伺って、ゆっくり話を伺って指導をするというのは、ちょっと無理かなというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） それとつけ加えまして、今度、国保中央会が各県国保連合会の保有する健診、保健指導、医療、国保の後期ですね、それから介護等の各種データを活用し、必要な人に必要な予防サービスを提供するシステムの開発をしました。特定健診の状況や疾病別医療費、同規模団体との比較による地域の状況把握や重点課題の抽出、被保険者の台帳管理、保健指導に指導対象者の絞り込み、未受診者一覧表等国保や介護の安定的運営に資するために、平成25年10月にそれを実施することを予定しております。このシステムは25年10月に村では導入予定だということでございまして、これが稼働すれば、システムの中で国保、検診、介護等の個別の情報を集合できるのではないかとというような期待をしているところです。そして、先ほど申し上げましたように、これらを取り入れるべく、来年度は保健師1名を増員で募集したいなと、今のところそんな考えでおります。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 保健師が3名ということで、大変な状況はよくわかります。しかし、村民の健康とかそういうことを考えていくと、やはりどこかにそのお金の使い方を考えていただいて、医療費の給付の増加につながらない、そういう政策も必要ではないかと、そのことをお願いします。

それから、もう一点、村内にあるこういう運動場というんですか、ああいう施設が有料になっていきます。特定の人しか使われていないと、そのように感じております。ぜひ、この辺を無料にして、だれでもがその運動場に行ってかけっこをしたりボールをけったり、体操をしたり、そういうことが必要ではないかと。それが結果、食生活もそうですけれども、運動をすることが必要な病気ではないかと。運動不足になっていると、その解消にそういう場所が提供されるという、そういうことがぜひ必要であると、そのように考えていますので、その辺をちょっとお話を聞えますか。

○議長（高橋 正君） 星野生涯学習課長。

〔生涯学習課長 星野 勉君発言〕

○生涯学習課長（星野 勉君） 山口議員のおっしゃることは、学校開放施設の無料化というような

ことも含めて、榛東村では平成17年に榛東村立の小学校、中学校の施設の開放に関する条例を制定しています。この条例は、学校の授業や行事等以外で学校の体育館や校庭があいている場合に限り、一般市民やスポーツ少年団などに有料ないし無料に貸し出しているものでございます。ちなみに榛東村のスポーツ少年団は全額今のところ無料でなっておりますが、それ以外に今、山口議員が申された大人の方も高齢者の方の団体の場合は、社会福祉団体が健康づくりのために使用する場合は、社会体育施設も学校開放施設も使用料2分の1というのが免除されているのが現状でございます。

ちなみに、使用料は小学校体育館は全面使用の場合は3時間当たり600円、南小学校体育館の場合は200円、榛東中学校の体育館は800円ということで、また、校庭は南北小学校とも3時間当たり300円になります。

なお、榛東中学校は学校開放の対象になっていません。できるだけそういうふうにやれるのがいいんですけども、体育協会の団体も含めて一応全額お金を払っていると。体育協会から払っているというような現状で、電気料等の問題もございまして、今のところそういう条例にはなっておりませんので、健康づくりと医療というのは合致する問題です。今現在ではスポーツ団体とか個々にありますけれども、そういう団体もいろいろな教室を開催して村民の高齢者の健康づくりには、一応教室等を設けてやっているのが現状です。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 生涯学習課長からお話がありました。無料化ということはなかなか難しいとは思いますが、昨年度、村の施設を使用した収入というんですか、使用料というのが600万円余りと聞いております。それに徴収する人のお金も当然かかるでしょうし、数千万円医療費が継続して給付しなくてはならないような、そういう現状を考えたときには、どういうことをしたらいいのかということも考えていただきたいと、そのように思います。

次に進みます。

都市基盤についてお伺いします。

基本構想では、人々が快適さを感じられるような必要性の高い都市施設を計画的に整備することにより、多くの人でにぎわい、新たな交流によって活気に満ちた元気な村を創出するとしております。また、基本計画では、主要な施策として幹線道路の整備促進、生活道路の整備促進、バリアフリー化の推進を上げております。特に高渋バイパスにつながる連絡道の整備は急務と考えます。地権者との交渉や土地の買収など困難な仕事も多くあるかと考えますが、これらの連絡道の完成がいつごろになるのかお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 倉持建設課長。

〔建設課長 倉持直美君発言〕

○建設課長（倉持直美君） 都市基盤の道路進捗状況はほぼ順調に推移しております。特にご質問のバイパスの関係の接続道の関係でございますが、今現在、事業が始まっておりますのが1号接続道、2号接続道、3号接続道、5号接続道の4路線でございます。1号につきましては、今現在、道路計画が終わりまして用地買収に入っております。用地買収もおおむね8割方進んでございます。ただ、残り2割が非常に厳しいというような状況でございます。2号計画道につきましては、今現在、測量を実施し、計画を入れている段階でございます。本年度中に道路計画をすべて終わりまして、来年度から用地買収という形に移行する予定でございます。3号計画道につきましては、すべて用地買収も終了しまして、今年度1期分ということで約230メートルくらい工事発注を行いました。続きまして、来年以降2期工区という形で実施していきたいということで、この道路につきましては2カ年で工事を終了させていきたいという計画でございます。そして5号計画道、これにつきましては当初調整交付金等で行っていたわけでございますが、ご存じのとおり民生安定のレスキュー道路に振りかえまして整備を行っております。今現在、1期工区320メートルを完成しまして、今後2期工区450メートルの測量設計に入っているということで、この測量設計が終わり次第、今年度用地買収まで持っていったらというふうな形をとらせていただいております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） いろいろな方のこういうお話の中で、やはりその町や村が元気づくのは道路だと、そういうお話がよく聞かれます。なかなか財源の難しい状況の中ですが、ぜひ道路網の整備をこれからも進めてほしいとそのように思います。

次に、河川の整備について伺います。

基本構想では、河川における安全性を確保するため、河川改修の促進を関係機関に要請するとしております。また、基本計画の現況と課題としては、水辺に親しむことのできる河川空間の整備が必要としております。水害発生を未然に防止するため危険箇所並びに未整備箇所の改修整備が急務と考えますが、現状等、今後の対応についてお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 建設課長。

〔建設課長 倉持直美君発言〕

○建設課長（倉持直美君） 河川関係では、利根川水系の1級河川、これが9カ所ございます。この河川についてはほぼ改修整備が終了しているという考え方を持っております。この1級河川の9河川につきましては、災害等が発生したときには県と連携し、被災箇所を早急に調査し、改修に努めております。

村が管理する普通河川、主に矢玉沢川、また上蟹沢川がございしますが、矢玉沢川は平成21年度にふるさと公園南の約70メートルを災害復旧により護岸改修を実施しております。上蟹沢川につきましては

は、今のところまだ未実施というところでございます。

河川との潤いとか親しみを持つということでは、矢玉沢川の親水公園を実施しておるということで、ここにつきましては、河川に自由におられるというような形をとらせていただいております。以上でございます。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） この矢玉沢川なんですけれども、夏になると雑木や雑草が生い茂って河川の底が見えなくなるような状況になります。非常に安全面とか防犯上も心配なところが見受けられます。ぜひその辺も、先ほどから申し上げているように、お金のかかることですが、道路通行中に川に落ちたとかそんなことのないように、これから進めていただければよいかなと、そのようにお願いして、私の一般質問を終了します。

ありがとうございました。

○議長（高橋 正君） 以上で2番山口宗一君の一般質問が終了いたしました。

続きまして、質問順位3番、柳田キミ子さんの質問を許可いたします。

6番柳田キミ子さん。

〔6番 柳田キミ子君登壇〕

○6番（柳田キミ子君） 皆さん、こんにちは。ご苦労さまです。6番柳田キミ子です。

国政がにわかには動きました。衆院選挙があす公示、12月16日投票という短期決戦で行われることになりました。長年に続いた自民党政権が3年前、民主党に移ったことに大きな変化を期待したものの、余りに稚拙な政権担当能力に国民はまたもや失望させられました。こんな中で原発に頼らない、TPP交渉参加に反対、消費税増税反対という政策を目指して大きな政治決戦に立ち向かおうと気を引き締めております。

さて、本日の私の一般質問は、介護保険料、国民健康保険税での改善点などをただしてまいりたいと思います。

この後は自席に戻り進めてまいります。

○議長（高橋 正君） 6番柳田さん。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 榛東村の介護保険料の減免規定の要綱について、まずお伺いいたします。

平成24年4月から3年間、第5期の介護保険基本計画福祉計画が立てられておまして、その方針に沿って介護保険が運営されております。この4月から榛東村の介護保険料基準額と言われております第4段階の保険料が、群馬県下35市町村中高い順で第4位にあります。1人5,440円というところでありまして。この保険料が約40%の前期から比べての値上げになったということの背景にはいろいろ考えられることはあると思います。その中の第5期の介護計画の中に、地域包括ケアシステムを進め

るというふうなことがありますて、ひとり暮らしや、それから重度の方でもなるべく在宅で生活をする、そのために切れ目ない新しいサービスを行うという、地域包括ケアシステムという内容があるかと思えます。そういう内容からして保険料などにもその点が影響してきているのではないかなというふうに思っております。

高齢化がどんどん進行してまいりますので、それに比例してサービス量がふえてまいりますし、サービスを多く使うということになりますと、これまた保険料にはね返るといふふうなことにもなっております。そんな点から、この本当に高過ぎる介護保険料でありますけれども、保険料負担をどう軽減できるかというふうな観点で問題提起をさせていただきたいと思っております、一般質問に取り上げました。

まず、高過ぎる介護保険料というふうなことになれば、減免の規定というものはもう欠かせない環境整備になるかと思えますが、この減免規定といえますか要綱なども含めて減免規定の現状についてなんですけれども、利用状況がどのようになっているかということについてお答え願いたいと思えます。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 介護保険料の関係でございまして、今、柳田議員のほうから第5期の計画等についてお話がございました。また、減免の関係でございまして。

それで、まずさきに第5期の各市町村の第1号保険料、条例で定めた額でございまして。榛東村は先ほどたしか4位というような話がありましたけれども、月額5,440円につきましては、私の持っている資料ですと第5位ということでございまして。それから、4位というのは、第4期から第5期にかわるときに、増額というんですか、そのふえた額が県内市町村の中で第4位というようなことだと思います。そういうことでお願いしたいと思います。

それから、介護保険料の減免の関係につきましては、たしかことしでしたか、同じようなご質問があったというふうに思っておりますけれども、お話をさせていただきます。介護保険条例の第9条の中に、保険料の減免として規定をされておるものでございまして。内容としましては、1号被保険者、または世帯の生計を主として維持する者が震災、風水害、火災、その他災害により住宅、家財またはその他の財産に著しい被害を受けたこと、次に、同じく生計を主とする者が死亡または心身に重大な障害を受け、もしくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと、次に、同じく世帯の生計を主とする者の収入が、事業、業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと、次が、同じく世帯の生計を主とする者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不良等の理由により著しく減少したこと、以上の5項目の条件が規定をされております。

これについて細かい要綱がなかったわけでございますけれども、東日本大震災の関連もございまして。

て昨年6月、榛東村介護保険料の減免に関する要綱の設置をさせていただきまして、その中の第3条に減免基準及び減免割合を具体的に定めております。これは現在の状況ということでございますが、これも前回お話をしましたと思うんですけれども、平成23年度には東日本大震災の被災者が榛東村に移住をしてきたということで該当者がおりましたけれども、規定上1年ということでございまして、23年度中は減免対象者がおりましたが、24年度、今現在減免者はございません。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 平成23年に東日本大震災を受けて要綱を見直してというふうなお話でありました。例えばどういう場合に該当するかというふうなことを、前段で課長のほうから災害に遭ったとか、納税者本人が死亡したとか、失業したとかというふうなことも余り普通のふだんの生活をしている中では、ほとんど該当しないのではないかとと思われるような項目が並べられておりますけれども、平成23年に東日本大震災を受けての平成24年に要綱をきちっと整備したという後からは、利用というか減免規定を申し込み、それから該当になった方はいないというふうなことでありますけれども、この減免規定の中に、そのほかに村長が特別に認めた場合という、そういう規定は、ほかのところではあるかと思うんですけれども、今回のこの減免規定の要綱についてはそういう条項はないんでしょうか、ちょっと確認をしたいと思うんですが。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 申しわけございません。先ほどの条例の中の一番最後に、その他特別の理由により村長が必要と認めたときということで明記をしております。説明を漏らしてしまいました。大変済みませんでした。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） わかりました。

それで、今後についてなんですけれども、生活困窮者と言われる方がおるかと思うんですけれども、榛東の現状の中では減免規定というのがどのくらいを減免するのか、ちょっと私も勉強不足でわからないんですけれども、全額免除というのはあるのかなのか、それも含めてお答えいただきたいんですけれども、今後として全額免除にすべきではないかというふうに方向として、そんなふうにとっていていただきたいなというふうに思うわけなんですけれども、その減免要綱も含めて全額免除というふうな形での減免規定についてはどうお考えというか、どのようになりますでしょうか、もしあれだったら村長。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前11時33分休憩

午前11時36分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

6番柳田議員。

6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） それでは、介護保険料の引き下げをというふうなことを取り上げたんですけども、課長との事前の打ち合わせの中でもこの介護保険料3年間でのものですので、今年度、ことし1年目で始まったばかりのところでの引き下げというふうなことに関しては、ちょっと検討できないといえますか、そういうふうなお話を伺いました。それで、例えば介護保険料の納付書というものを各ご家庭に送りますよね。そのときに、その中に、減免制度がこういうふうな形でありますというふうな制度の紹介を通知書に同封するような形でしたらどうかと、そういう減免制度とかの周知というのは、なかなかできていないのがこれまでもそうだったかと思うんです。それなので、今回私は、国保についてもそうなんですけれども、周知ということ、一人一人というか1軒1軒の通知書を送るその段階で、こういう制度があります、ご相談くださいみたいな形で周知をしていただきたいというふうに思うんですけれども、それについていかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 令書というか、納付書につきまして各個人に通知をすることでございますけれども、通知を実際役場のほうから送付するのはごく一部の方でございまして、年金からの引き落としになります特別徴収の方についてはそういう手続はしておりません。それから、減免制度の例えば減免がこういうふうにありますから来てくださいとか、そういったお知らせは、当然書いてございませんが、保険料の内容についての問い合わせですとか、そういったことについては、役場のほうにご相談をくださいというようなことが当然書いてあると思いますので、そういったところで減免制度直接のお知らせではなくても、保険料について役場に何かわからないことがあれば問い合わせをしてくださいというようなお知らせは、記入がされているものと思います。

それから、お知らせについてということですが、先ほど申しましたその減免の内容によれば、すべて役場で把握できるかというところとすべてというわけにいかないかもしれませんが、その内容が震災、風水害とか、それから生計を主とする者の死亡ですとか、そういったことですので、役場のほうで個人の状態の把握というのができるものもあると思うんです。そういったものについては当然、役場のほうからお知らせをするなり、そういうことで考え方を伝えるなりして、対応をしていきたいというふうに思っています。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 今、課長がお答えになりましたようなそういうのはもちろんそれでいいんですけども、例えば保険料に対しての問い合わせとかというふうな形のお知らせというふうなことなんですけれども、そこに保険料のお知らせだけではなくて、減免なども場合によっては該当するかもしれませんのでお問い合わせくださいみたいな、そういうことをあわせて書いていただきたいというふうなことなんですけれども、では、村長お願いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） この制度は、原則的には自主申告でございます。そんな中でどうして自主申告を重んじるかという、今言われている柳田議員が話されよることをる書きますと、制度の悪用も考えられるというような観点から、自主申告をした中でこういう問題はどうかという相談をかけていただくようなお知らせはしてあります。ですから、そういったものでこれからも進めていかなければというふうに思います。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 以前からもそういうふうな減免というふうなこととかについてなどは、なかなか積極的に周知するという、そういう流れになっていなかったように思われるんです。制度としてあるものであれば、周知しなければいけないというのが本当の行政だと思います。ですので、その辺の周知をするというその中身の中には、知らなかったために住民の方が損害をこうむったりするということもあり得るわけで、それは知らなかったというふうに住民の方から言われないうるためにも、本当に行政として、村としては、その辺のところにもきちっと神経を使って行政を行っていただきたいというふうに思います。

次にまいります。

健康保険の改正についてというふうなことでありますけれども、最初にやはり現状のことについて課長のほうから報告といいますか、内容をお話ししていただきたいんですけども、10月1日の健康保険証の一斉交付の段階での平成24年10月1日現在では、資格者証とかがどういう状況になっているのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 柳田議員、その前に今要綱がきましたので、介護保険の要綱の説明をさせていただいてよろしいですか。

それでは、要綱、別表がついておりまして事由と減免額を書いておりますので、そこを朗読をさせ

ていただきます。

まず1つとしまして、保険料の減免を受けようとする者、または主たる生計維持者の居住する住宅またはその所有する家財その他の財産が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により被害を受けた場合、全壊、全焼、流失、その他これらに類する被害につきましても、被害を受けた日の属する月から、その年度内の期間における各納期に納付すべき保険料の額の全部を減免、それから、半壊、半焼、その他これらに類する被害につきましても、被害を受けた日の属する月からその年度内の期間における各納期に納付すべき保険料の額の2分の1に相当する額、それから、2つ目としまして、収入減少理由により、主たる生計維持者の当該年度合計所得見込額が前年合計所得金額に比し2分の1以下に減少し、またはその者の翌年度合計所得見込額が当該年合計所得見込額に比し2分の1以下に減少し、かつ次の各号のいずれかに該当することということで、保険料の減免を受けようとする者の合計所得金額が125万円以下であること、それから主たる生計維持者の前年合計所得金額が143万1,000円以下であること、それから次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が100万円以下であることということでアとイがございしますが、主たる生計維持者の当該年合計所得見込額が前年合計所得金額に比し2分の1以下に減少する場合、保険料の減免を受けようとする者の属する世帯の世帯主及び世帯員の当該合計所得見込額の合算額が100万円以下であるということです。それから、主たる生計維持者の翌年合計所得見込額が当該年合計所得見込額に比し2分の1以下に減少する場合、全世帯員の翌年合計所得見込額の合算額が100万円以下の場合、この場合につきましては申請の日の属する月からその年度内の期間における各納付金を納付すべき保険料の額の2分の1が減免です。

それから、同じところに3としまして、主たる生計維持者が死亡した場合であって2の項第1号及び第2号に該当し、かつ全世帯員の当該合計所得見込額の合計額が100万円以下であること、この場合も2分の1です。

それから、4番目としまして、保険料の減免を受けようとする者が、これは法第63条に規定する刑事施設、労務場その他これに準ずる施設に拘禁されという場合ですが、この場合は保険給付の制限を受けている期間内における各納期に納付すべき保険料の額の全額が免除される。

以上が要綱で示してあります減免規定です。

それから、続けて国保のほうの資格者証の現状ということでございます。

過去3年の資格者証の交付証について説明をさせていただきます。発行件数は平成22年度が55件になります。それから平成23年度が48件、平成24年度、ことしの10月でございますけれども34件でございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 資格証の3年間にわたる推移で説明していただきまして、3年前が55で去

年が48で、ことしが10月1日で34というふうなことで、資格者証の数が少しずつでも減ってきているというふうなことについては、大変よかったなというふうに思っております。例えば減ったとはいえゼロではありませんので、その一番直近のことしの34人などの方についての実態把握というものについては、どのような形でとらえているのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 資格者証に該当する世帯につきましては、当然滞納等があるわけでございますけれども、資格者証の交付前に納税相談に来ていただくように通知を出しております。納税相談については平日、また連絡があれば時間外も対応しておりますけれども、平成23年度も実施をしたんですが、税の納税相談とあわせて日曜日にも設定をしまして納税相談を受けております。この相談に来ていただきまして、滞納されているものが完納となれば1年間有効の被保険者証の交付となるわけでございますが、それでも何の連絡もない世帯につきましては、最終的に資格者証の交付と、こういうふうになってしまいます。

ちなみにでございますけれども、本年は納税相談によりまして3件が役場のほうに相談に訪れていただきまして、全額完納というわけにはいきませんでした。一部納付をしていただき、また定期的な納付を約束していただいたということで、短期被保険者のほうに変更になっております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） その榛東村の資格者証の発行というのは、渋川、北群馬といいますと、あと吉岡1市1町1村なんですけれども、その中では榛東村はすごく多いですし、そういう傾向というのはずっと多分続いてきているんだと思うんですがなぜ、例えば隣の吉岡などではもうほとんどゼロというふうな、資格者証はゼロに近いと言ってもいいと思うんですけれども、ちょっと正確にはつかんでいない部分もあるんですけれども、そういうのというのは役場の住民に対する見方、あるいは姿勢によるのかなというふうにも思いますし、その辺のところでは保険証がなければ本当に病院に行ったら全額を払うわけですね。本人にとって本当に不利なことだと思うんですけれども、それでもあえて例えば納税相談にも来ないというふうなことというのは、どこに問題があるのか、これよりももっと深く突っ込んだ検討というのは、私は今まで私自身もここどまりで来てしまったんですけれども、村でももうこういう状況をそのまま看過するとか、そういうことでずっと過ぎてきているのではないかと、このままこういう条状況を見過ごしてしまっているのかどうか。

それから、短期保険証ですね、滞納に応じて短期保険証を交付してもらえなくなるわけなんですけれども、それも1カ月、3カ月、6カ月というふうなことで、吉岡などは1カ月は無いんですね。3カ月、6カ月、どんなに少なくとも3カ月が一番最低なんですけれども、榛東の場合は1カ月、そういうとこ

るも本当に非情だなというふうな一面見方はできるんですけども、この件に関しましてどこかできちっと榛東村としての方向を話し合うとか、あとはきちっと出すとかというふうなことが必要かと思うんですけども、それに関してはいかがでしょうか、村長。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 2点質問があったというふうに思います。1点は資格証明者が、本当に短期証明者がほかの市町村より多いということでございます。今までこれの基準というのは納税、国民の義務を果たした者については、1年間のちゃんとした保険証が出ます。しかし、その国民の義務違反を犯した人、俗に言う滞納をされた方、都合があってですね、その方についてはやはりこういったペナルティーはつけなければならないというふうに、前から条例の中の要綱で定めてあります。そして、ほかの町村が少ない、榛東が多いという一つの原因は、今まで榛東村で滞納整理を本当に真剣にやったかどうかということに問われると思うんです。そんな中で今回、平成24年度からは滞納整理に非常に課長を初め職員が真剣になって取り組んでおるということでございます。まして、今度県に行っております職員が1人帰り、そして来年度も1人また研修をさせる予定でありますけれども、そういった整理をした中で今度見比べていただくという、その短期・資格証明者が減るのではないかとというような私は期待をしているところです。というのは、滞納整理が整理されてくるという中でそういった効果があらわれてくるのではないかとというふうにも思います。

それから、もう一点は、見過ごされているのではないかとというような話でございますけれども、やはり制度利用をされるものについては、条例の中もそうですけれども、規則でちゃんと定めてあるものについて照らし合わせながら、執行はやっていかなければならない責務がございます。そんな中で非情とは思われますけれども、そういったところのことを納税者にもある程度わかっていたいただきながら、こちらで説明しながら対応をしていきたいと、こんなふうに思っています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 国民健康保険証については、本当に病気でお医者にかかって診察をしていただいて、それなりのお薬を処方してもらうとかというふうな形で、よくなるために必要な保険証のわけなんですけれども、それが無いというふうなことで病院にかかれ無い。病院にかかれないでどんどん症状が重症化していったというふうなことになるかと思うんですけども、例えばある病院では無料低額診療というふうなことで、保険証とかはなくて、お金もそこは払うことができないんですけども、それでもまずその病院のケースワーカーを訪ねて、ケースワーカーに現状を話をしてもらって、いろいろ手続をしてもらって無料低額診療という制度がありまして、それは、ですから利用する方が3割負担です。保険証があれば3割だけ払えばいいわけなんですけれども、そういう保険証もなく

てかかれないというふうなことなんですけれども、本来だったら病院にかかりたいと思って来た人が払わなければいけないお金については、その病院がすべて負担をするというふうなことです。どこでもそういう無料低額診療というのをやっているわけではなくて、群馬県でも高崎に1カ所とか、前橋市に1カ所とか、渋川に1カ所とかというふうな形で、そういうのというのは貧困の問題とかかわってくるものだから、貧困を少しでも解決するための医療機関として何かできないかという、本当にそういう気持ちからといいますか、そういう観点からそういう制度をあえて医療機関が全部患者さんの払うべき費用を立てかえるというか、払ってまでもそういう人を診察に受け入れるというふうな医療機関もありますので。例えば、こういうふうな無料低額診療をしている医療機関があるというそういうことなども、ぜひ周知をしていただければいいかなというふうに思っております。

資格証の件に関しては、済みません、それくらいにしまして、国保の減免制度のほうの利用状況についてですけれども、この利用状況については現状は何人で幾らくらいでしょうか。

○議長（高橋 正君） 新藤税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） 柳田議員さんのご質問にお答えします。

この件につきましては、6月の議会でも同様なご質問をされているということで、同じような数字の回答になろうかと思っておりますけれども、ご理解願いたいと思います。

減免でございますけれども、23年度中の申請件数は3世帯、被保険者が4人、それから減免額において32万8,900円ということでございます。この内訳につきましては、東日本大震災による家屋の全壊に伴うが1世帯、被保険者数2人です。減免額が19万2,100円、また、収監されている方が2世帯おります。これについて被保険者が2人、それから減免額が7万6,300円と6万500円ということでございます。先ほどちょっと余談になりますけれども、この減免の中で心配されているのは、要は網の目をくぐってしまって非常に減免の中で周知されていないと、末端の方々を苦しめているのではないかと、そういうことを危惧されているのではないかと思いますけれども、国保の減免規定で申し上げますと、1号から7号の規定の中で、災害あるいは低所得世帯、病気等あった場合については、必ずどこかの行政機関の窓口でひっかかるような形のシステムになっておりますので、これを各世帯に周知してやるということは、やればいんでしょうけれども、どこかのところで横断的に行政的なシステムになっておりますので、ひっかかるような形になっておりますから、そういった心配も多少あるかもしれませんけれども、かなりフォローはできるのではないかとということで、余談ですけれどもつけ加えさせていただきます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 減免制度は利用されている方は3人で30何万円というふうなことでありま

した。もしかしたらもっと減免をできる条件の人がいるのかもしれませんが、それになかなか1人ずつでも構わないですけれども、村でこういうふうな救済策もあるというふうなことを知ってくださる住民の人たちが、1人でもどんどんこれからふえていけるように村としての周知を、これからもどんどん徹底していただきたいなというふうに思っております。

それから、次の国への要望も含めて改善に取り組んでほしいというふうなことについてなんですけれども、榛東村の国保行政というのは、本当に私が思うのに、国の言いなりというふうに思います。他の町村の実情も調査して、住民が歓迎する方法を見つけ出す努力を、ぜひしていただきたいというふうに思っております。

では、次に3番の就学援助費のほうに、時間が迫ってまいりましたので進めさせていただきたいと思いますが、ここに通告書に書きましたように、国の指針どおりに就学援助費を支給をしてほしいというふうなことなんですけれども、文科省が2010年度から新たにクラブ活動費、PTA会費、学級・生徒会費の3項目を要保護児童生徒の就学援助費の対象として、準要保護児童生徒にも拡大した対象品目として一般財源化されました。これは2010年です。今は2012年ですので2年経過しておりますが、この全国生活と健康を守る会という組織が、この就学援助制度についてなど全国的にいろいろ調査を行っている団体があるんですけれども、その調査によると35の自治体から、こういう3つの援助費を交付していますかということのアンケートをとったところが、たったの6自治体にとどまっているということが判明をしまして、もちろん群馬県も交付をしていないというふうな部分に入りますけれども、この件に関しましては一般財源化になってしまったので、この分は就学援助費としてというふうなこと、以前はそういうふうな形で来ていたんですけれども、今は一般財源化になってしまったので、使いようによっては本当にほかに使われてしまうような形になってしまいますので、ぜひ国でこのような形で就学援助費を出してくださいというふうなことで指導があるわけですので、それについてはやっていただきたいと思うんですけれども、現状でやられていない状況、今後についてはどういふふうに対応をしていかれるかお答えをお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

[学校教育課長 早川雅彦君発言]

○学校教育課長（早川雅彦君） 柳田議員のご質問にあったように、国については2010年度から新たにクラブ活動費、PTA会費、生徒会費の3項目を就学援助費の国庫補助対象、あるいは準要保護児童生徒の地方交付税の算入という形での一般財源化というものを行っておりますけれども、本村の現状につきましては、各学年に共通をするものとして、学用品、通学用品費、校外活動費、給食費等がございます。これに加えて小学校1年生及び中学校1年生につきましては、新入学児童生徒学用品費及び小学校6年生及び中学3年生について、修学旅行費が加算をされております。ご質問の3項目については、現在対象項目の中には入っておりません。これについて補助対象となっていないという部分でございますけれども、先ほどの中に国が一般財源化をしたというふうなものがございませ

れども、これにつきましては普通交付税化、これを即座に市町村において歳出化するか否か、こういったことについてはその自治体の判断に任せられているという現状がございます。

参考までに、群馬県内の状況をご説明申し上げますと、伊勢崎市、館林市、神流町、南牧村、高山村、この5市町村で対象項目に加えておるといふ実情でございます。ほか30市町村については3項目すべてあるいは一部の項目のみを対象というふうな現状になっているという状況でございます。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今後の進め方というか方向性はどうかというご質問でございます。現在の支給項目のうち、学用品などについては、多くの市の基準額よりも本村のほうが上回っており、支給額全体では高い水準にあると思っております。

新規3項目を支給対象に加える考えはないかということでございますが、低所得所帯に対する子育て支援という観点から見ても、支給対象に加えたほうが望ましいという考えのもとに、来年度から実施できるよう予算措置を講じてまいりたいと思っております。ちなみに新規3項目を支給対象に加えた場合の必要経費試算でございますが、全体としては40万2,000円余りということでございますので、施させていただきますよう施策を進めてまいります。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 村長のほうから、来年度からその件については実施をするというふうなお答えをいただきまして、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（高橋 正君） 以上で6番柳田キミ子さんの一般質問が終了いたしました。

以上をもちまして通告のあった3名の議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩といたします。開会を1時半から行います。

午後0時12分休憩

午後1時30分再開

○議長（高橋 正君） それでは、会議を再開いたします。

◇

◎日程第4 承認第4号 専決処分の承認について（平成24年度一般会計補正予算（第7号））

○議長（高橋 正君） 日程第4、承認第4号 専決処分の承認についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

松下事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読は終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本基地・財政課長。

[基地・財政課長 山本比佐志君発言]

○基地・財政課長（山本比佐志君） 2ページをお願いいたします。専決処分書でございます。

専決第2号、専決書文書。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年度榛東村一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり専決処分するものとする。平成24年11月20日、榛東村長、阿久澤成實。

専決理由でございます。榛東村一般会計歳入歳出予算に補正の必要が生じたが、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。

3ページをお願いいたします。

朗読させていただきます。

平成24年度榛東村一般会計補正予算（第7号）。

平成24年度榛東村一般会計補正予算（第7号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ551万7,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億4,145万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

今回の専決処分による補正予算（第7号）は、歳入歳出とも第46回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に伴うものでございます。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

初めに歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

16款県支出金、補正額551万7,000円、計4億1,114万9,000円、3項県委託金、補正額551万7,000円、計2,840万1,000円、歳入合計、補正前の額48億3,593万5,000円、補正額551万7,000円、計48億4,145万2,000円。

続きまして、5ページをお願いいたします。

歳出でございます。同じく左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

2款総務費、補正額551万7,000円、計7億265万1,000円、1項総務管理費、補正額1万円の減、計5億8,093万4,000円。

4項選挙費、補正額552万7,000円、計851万4,000円、歳出合計、補正前の額48億3,593万5,000円、補正額551万7,000円、計48億4,145万2,000円でございます。

6ページから8ページにつきましては、歳入歳出予算事項別明細書総括表でございます。説明は省略させていただきます。

10ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。

16款3項1目総務費県委託金、補正額551万7,000円は5節選挙委託金で、内訳は衆議院議員総選挙執行費市町村交付金が551万4,000円、最高裁判所裁判官国民審査執行経費市町村交付金が3,000円でございます。

続きまして12ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。説明させていただきます。

上の枠でございます。2款1項8目財政調整基金費、補正額1万円の減は、財源の不足額を財政調整基金の積み立てを減額することで調整させていただくものでございます。

下の枠、2款4項4目衆議院議員総選挙執行経費、補正額552万7,000円は、総選挙執行経費を計上させていただいたものでございます。主なものは、3節職員手当等333万8,000円、11節需用費83万1,000円、13節委託料58万3,000円などでございます。

14ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。1は特別職、2は一般職で(1)が総括で、それぞれの枠の上段が補正後、中段が補正前、下段が比較となっております。後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第4号 専決処分承認について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 請願・陳情について

○議長（高橋 正君） 日程第5、請願・陳情についてを議題といたします。

お手元の請願・陳情つづりの一覧表により順次付託を行います。

陳情受理番号17号、群馬県医療労働組合連合会執行委員長石関貞夫氏よりの陳情は、福祉生活常任委員会に付託いたします。

陳情受理番号18号、群馬県医療労働組合連合会執行委員長石関貞夫氏よりの陳情は、福祉生活常任委員会に付託いたします。

◎散 会

○議長（高橋 正君） 以上をもちまして、本日付議されました案件はすべて終了いたしましたので、平成24年第4回定例会第1日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後1時40分散会

平成24年第4回

榛東村議会定例会会議録

第 2 号

12月12日(水)

平成24年第4回榛東村議会定例会会議録第2号

平成24年12月12日（水曜日）

議事日程 第2号

平成24年12月12日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第70号 榛東村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第71号 榛東村特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例について
- 日程第 4 議案第72号 指定管理者の指定について
- 日程第 5 議案第73号 榛東村営水出土地改良事業（区画整理）計画の概要について
- 日程第 6 議案第74号 村道の路線廃止について
- 日程第 7 議案第75号 平成24年度榛東村一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 8 議案第76号 平成24年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第77号 平成24年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第78号 平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第79号 平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第80号 平成24年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第81号 平成24年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第82号 平成24年度榛東村一般会計補正予算（第9号）
- 日程第15 請願・陳情について
- 日程第16 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第17 福祉生活常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第18 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第20 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20まで議事日程に同じ

- 追加日程第1 発委第 8号 予算特別委員会設置に関する決議について
- 追加日程第2 予算特別委員会委員の選任について
- 追加日程第3 発議第 9号 榛東村議会議員定数条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第4 発議第10号 議会議員の議員報酬の見直しに関する要望について

出席議員（14名）

1番	小山久利君	2番	山口宗一君
3番	小野関武利君	4番	松岡稔君
5番	南千晴君	6番	柳田キミ子君
7番	金井佐則君	9番	牧口又一君
10番	松岡好雄君	11番	星野孝佑君
12番	善養寺忠君	13番	岸昭勝君
14番	岩田好雄君	16番	高橋正君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	立見清彦君	基地・財政課長	山本比佐志君
税務課長	新藤彰君	住民生活課長	早川雅彦君
子育て・長寿支援課長	青木繁君	健康・保険課長	小野関均君
産業振興課長	村上和好君	建設課長	倉持直美君
上下水道課長	久保田勘作君	会計課長	岩田健一君
教育長	阿佐見純君	学校教育課長	清水誠治君
生涯学習課長	星野勉君		

事務局職員出席者

事務局長	松下晴一	書記	富澤美由紀
------	------	----	-------

◎開 議

午前9時開議

○議長（高橋 正君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成24年榛東村議会第4回定例会第2日目を開会いたします。

なお、本日は区長さんほか大勢の傍聴の方がお見えでございます。大変ご苦労さまです。

傍聴されます皆様に申し上げます。傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願い申し上げます。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席を求めています。全員出席であります。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程に従い、会議を行います。



◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋 正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

7番金井佐則君及び9番牧口又一君を本日の会議録署名議員に指名いたします。



◎日程第2 議案第70号 榛東村税条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第2、議案第70号 榛東村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

松下事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

新藤税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の16ページをごらんいただきたいと思います。

提案理由でございます。

地方税法等の一部改正に伴い、榛東村税条例の一部を改正するものでございます。

詳しく概要を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法

律が平成24年4月1日付で施行されたことにより、固定資産税の特例措置に関して、これまで国が一律定めていた内容を、市町村の判断により特例割合を条例で定めることができることになったことによるものでございます。

詳しく申し上げますと、これは、公共下水道を使用する者が条例に基づき設置した除外施設に対して講じる特例措置でございます。除外施設と申し上げますと、下水の機能を妨げたり損傷のおそれがある下水を接続して排水するとき、排出基準内におさまるよう措置を行う施設で、pHの調整槽などがこれに当たります。具体的には、平成24年4月1日から27年3月31日までに設置された除外施設について、課税標準の特例率を4分の3に軽減するものでございます。

なお、12月1日現在、本村に対象施設はございません。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げます。1ページをごらんいただきたいと思います。

なお、例規集につきましては、688ページに掲載しております。よろしくお願いたします。

新旧対照表の右側が現行、左側が改正案で、改正する部分につきましてアンダーラインを引いております。

附則第10条の2を附則第10条の3とし、附則第10条の次に「(法附則第15条の第2項第6号の条例で定める割合) 第10条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。」を加えるものでございます。

戻りまして、議案書の17ページをごらんいただきたいと思います。

附則。

第1、この条例は、公布の日から施行する。

第2、改正後の榛東村税条例附則第10条の2第1項の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条第2項第6号に規定する除外施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

以上で提案理由の説明を終わりにさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長(高橋 正君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

6番柳田さん。

[6番 柳田キミ子君発言]

○6番(柳田キミ子君) すみません、今、課長の説明についての質問をさせていただきたいと思っております。

この改正条例は、平成24年4月1日付というふうな説明でございました。本村には該当がないということも説明を受けましたけれども、4月1日付の改正が何で今までずれ込んでしまったのでしょうか

か。

○議長（高橋 正君） 税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） 柳田議員さんのご質問でございます。

確かに4月1日ということでございますけれども、実は県内の設置状況を申し上げますと、既に制定済みが15、それから制定予定が9と、それから制定予定なしが11というような状況で、4月1日以降推移してございました。そういった形で、この条例について、下水について、4月1日を適用するのがいいのかというのは、各町村で十分議論して、審議して、町村の議会の推移、あるいは議員さんのご理解をいただきながら設置するというようなことで県のほうの指導をいただいております。そういったことで、4月1日ということにこだわらず、町村の状況、あるいは議会等の推移を見て設置するというので、本日まで、12月議会に上程するというので決定したものでございます。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） ただいまの説明によりまして、各町村の裁量によるというふうな説明も前段でありましたので、理解できました。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第70号 榛東村税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第3 議案第71号 榛東村特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例 について

○議長（高橋 正君） 日程第3、議案第71号 榛東村特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） それでは、ご説明申し上げます。

提案理由でございます。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第9条の規定に基づく施策である特定防衛施設周辺整備調整交付金事業を円滑に実施するため、基金を設置するものでございます。

本調整交付金については、毎年、1期は5月、2期は11月と分けて交付されますが、2期で内定を受けた場合、交付申請から事業着手までに相当の期間を要するため、年度内に工事を完成させることが困難になる場合がございます。本基金には調整交付金のみを積み立てるもので、当該年度の充当残を積み立てて、翌年度以降の同交付金事業の財源の一部に充当することにより、翌年度早々に事業の執行が可能となり、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業を円滑に実施するため、本条例を新たに制定するものでございます。

19ページをお願いいたします。条例の説明については、条文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

榛東村特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例。

設置。

第1条、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第9条第2項に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源として、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和49年政令第228条。以下「令」という。）第14条第1項各号に規定する施設の整備及び同条第2項各号に規定する事業に要する経費に充てるため、榛東村特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金（以下「基金」）を設置するものでございます。

積立て。

第2条、基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

管理。

第3条、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

運用益金の処理。

第4条、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

処分。

第5条、この基金は、令第14条第1項各号に規定する施設の整備及び同条第2項各号に規定する事業のうち、規則で定めるものに要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

委任。

第6条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第71号 榛東村特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第4 議案第72号 指定管理者の指定について

○議長（高橋 正君） 日程第4、議案第72号 指定管理者の指定について、本議案を審議するに当たり、地方自治法第117条の規定により、金井佐則君、善養寺忠君、岩田好雄君、星野孝佑君、松岡好雄君及び私、議長高橋正も除斥の対象となります。

お諮りします。

議長、副議長が除斥となりますので、この議案を審議するため、地方自治法第106条3項の規定により仮議長の選任を議長に委任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認めます。

したがって、この議案における仮議長の選任を議長に委任することに決定いたしました。

仮議長に牧口又一君を選任いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時13分休憩

午前9時14分再開

○仮議長（牧口又一君） 会議を再開いたします。

ただいま仮議長に選任されました牧口又一です。それでは、除斥対象者が退場いたしましたので、この議案をご審議いただくために、私が議長職を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第72号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

松下事務局長。

〔事務局長朗読〕

○仮議長（牧口又一君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

立見総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 議案第72号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

提案理由ですが、榛東村ふれあい館及び榛東村福祉センターの指定管理者の指定について、別紙のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書の21ページの別紙をごらんください。

榛東村ふれあい館及び榛東村福祉センターの指定管理者について。

榛東村ふれあい館の設置及び管理に関する条例に基づき設置されている榛東村ふれあい館及び榛東村福祉センターの設置及び管理に関する条例に基づき設置されている榛東村福祉センターの指定管理者について、下記のとおり指定する。

記

1、榛東村ふれあい館。

- (1) 施設の所在地、榛東村大字新井507番地3。
- (2) 指定管理者の名称、社会福祉法人榛東村社会福祉協議会。
- (3) 代表者の名称、会長、高橋正。
- (4) 指定管理者の所在地、榛東村大字新井507番地3。
- (5) 指定する期間、平成25年4月1日から平成28年3月31日。

2、榛東村福祉センター。

- (1) 施設の所在地、榛東村大字新井789番地3。
- (2) 指定管理者の名称、社会福祉法人榛東村社会福祉協議会。
- (3) 代表者の名称、会長、高橋正。
- (4) 指定管理者の所在地、榛東村大字新井507番地3。
- (5) 指定する期間、平成25年4月1日から平成28年3月31日。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○仮議長（牧口又一君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

柳田さん。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） それでは、ふれあい館とそれから福祉センター、それぞれ2つの施設について、指定管理において運営された3年間で、3年間ごとというふうなことでございまして、平成25年3月31日まで今現在続いているわけですが、その中で、ふれあい館のほうにつきましては、本当に毎年、村として指定管理料を、ふれあい館、社会福祉協議会のほうに交付をしている。それが指定管理料ですが、そのほかに、なかなかふれあい館の営業状況がよくないということでの補てんという形でもされていると思うんですが、そういう状況の中でも、これからは続けて社会福祉協議会に指定管理を続けるのかというふうなことが1点と、もう一つの福祉センターのほうについての指定管理で、社会福祉協議会がやっているわけですが、そちらのほうの経営状況のほうをご説明願いたいと思います。2点についてお願いいたします。

○仮議長（牧口又一君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 経営状況につきましては担当課長のほうから説明しますが、指定に至った経緯について報告させていただきます。

村長の諮問に応じて榛東村指定管理者指定委員会を開催し、その結果、公募によらず榛東村社会福祉協議会に指定と決定しました。その理由として、村で直接経営するより経費の削減、サービスの向上につながると。また、榛東村社会福祉協議会は、社会福祉に精通した専門職員もおり、さまざまな事業を展開し、社会福祉の中心的な存在であるとともに、利用者に安定した福祉サービスの提供が望める。

この答申を受けて、榛東村公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例第5条に、指定管理者の候補者の選定の特例があり、公募によらず候補の選定をすることができる旨がうたっております。その第3号の規定により、村長等が当該施設の適正な管理を確保するため、榛東村社会福祉協議

会に指定することが必要と認めたので、今回、この案で本日の議会の議決を求めるものでございます。
以上です。

○仮議長（牧口又一君） 青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） ふれあい館の事業状況及び福祉センターの事業状況ということで、この8月に行われました榛東村指定管理者選定委員会のときの資料がございますので、紹介いたします。

ふれあい館のほうの事業状況につきましては、収入と支出がありまして、差し引きの指定管理料ということで、△になるわけなんです、それが平成20年度から説明しますと、平成20年度はマイナス2,482万4,000円余り、21年度がマイナス1,753万9,000円余り、平成22年度がマイナス1,922万2,000円余り、平成23年度がマイナス2,369万4,000円余りとなっております。

それとあと福祉センターのほうにつきましては、いろいろ利用者数とか金額でやっているものが出ておるんですが、ちょっとそこら辺の、個々のものは出ているんですけども、それを集計したものがちょっと今、手元にはございません。一応、第1期の平成18年9月1日から平成22年3月31日、3年3カ月の指定管理協定総額は1億295万円余り、当初予算協定額でございますが、そのような金額になっておりまして、第2期が平成22年4月1日から平成25年3月31日、3カ年となりますが、同じく指定管理協定総額が7,887万4,000円、これも当初予算協定額ということで示されております。

以上でございます。

○仮議長（牧口又一君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 今、経理内容について担当の課長のほうから説明をしていただきました。それによりますと、ふれあい館のほうに関しては、平成20年から毎年1,000万単位の赤字というふうな形で推移してきております。

指定管理にこのまま続けていくのか、指定管理をするか、村で直営するか、2つに1つしか、例えば選択肢はないのかと私は思っておりますが、村で直営するか指定管理にするかというふうなことで、そこについては、指定管理の候補という形では、引き続き社会福祉協議会というふうな方向で予定されているようなんですけども、ほかに、指定管理にするのであれば、もう少し、ふれあい館は福祉のためで、本当に営利を目的ではないというふうな説明はもう以前に聞いたことがありますけれども、指定管理にするのであれば、もうちょっと考える余地がないのかどうかというか、その辺、どのように村として考えているのか、お聞きしたいと思います。

○仮議長（牧口又一君） 阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えいたします。

柳田議員が心配されているのは、だれしも思っていることだと思います。しかしながら、先ほど柳田議員も理解しているようなお話があったように、福祉については、本当にどこの市町村でも、サービスを前提に、それから村民の安全・安心を守りながら進んでいただくというような中から、マイナスに減じるということは、どこの市町村も苦慮しているところだと思います。そして、福祉の目的ということから言いますと、やはり十二分な手当ををすると、それから、その福祉をする上においては、資格者、それから、それに精通したサービス従業員、そういったものを確保していかなければならないというようなもろもろの出費が重なります。

そんな中で、今回、指定管理者を指定する中で、行政がやるべきか、それから指定管理をすべきかということ、初回の始まりました、平成18年9月1日から第1回目を始めさせていただいたわけですけれども、その以前にいろいろとそこは協議を重ねてまいりました。

しかしながら、行政でやるよりは、指定管理をお願いし、そこで成果を上げたほうが、村民に対してサービス向上のために尽くせるんじゃないかという趣旨のもとに、指定管理を取り入れたところだと思います。

それから、出費につきましては、先ほど柳田議員も心配されておりますけれども、非常にここ20年ごろから重なってきております。ご案内のように、ゼロであれば一番いいんですけれども、なかなか今の状況下、それから経済状況からいっても、なかなかそこいらがマイナスに転じ、ゼロにならないというような懸念の中で、今、この管理運営されておるふれあい館並びに福祉センターの運営委員会等で、これからどうにかということ、委員会があるごとにその提案をし、これからそのふえてくる費用についてをどんなふうな形で解決していくかということ、今、調査研究、そして話し合いをしているところだと思います。

以上です。

○仮議長（牧口又一君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 本当に福祉が目的ということはもう大前提で、最初のふれあい館が開館した当初からそういう方向でしたので、その辺は本当にそういう形でずっと来ているかとは思いますが、少しでも経営的にプラスになればというふうな形で私も思っていました。

かといって、指定管理者が社会福祉協議会ではなくて、本当に営利を目的とするような業者に管理委託をした場合、本当に利益を上げようと思えば、どこから削っていくかというと、人件費というふうなことからなっていくかなというふうな、そちらのほうの心配もありまして、村としては、本当に雇用の面でも、やっぱり雇用を生み出す場所というふうな形での大切な営業所だとは思っておりますので、ふれあい館についてなども、そのことを考えますと、福祉を目的というふうなことでは、社会福祉協議会が指定管理としては一番適当なのかもしれないですけれども、もう少し、社会福祉協議会の運営委員会の中でも、もっとシビアな形で、福祉を目的、その目的を達成しながら、なおかつ、

少しでも経営的にも好転していくような形でこれから取りかかっていたらいいかなというふう
に思わざるを得ないという状況であります。

○仮議長（牧口又一君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 柳田議員も本当に理解しながら質問しているかなというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、ふれあい館の運営委員会では、今までに報告を受けておる中では、
先ほど雇用面というものが出ましたけれども、非常に雇用面でも切り詰めたり、それから時間を短縮
したりという工夫はしております。それから、運営方法についても、内容も住民サービスのために何
をしたらいいかということで、食事を提供したり、そしてそのことによって利用者がふえたりという
ような努力はしているということは、報告は受けております。

ですから、これからもその運営委員会の中で話し合われたことを主軸に、村もバックアップしなが
ら改善に努めてまいりたいと、こんなふうに思います。

以上です。

○仮議長（牧口又一君） ほかに。

先ほど岸さんが挙げられていますので、13番岸君。

〔13番 岸 昭勝君発言〕

○13番（岸 昭勝君） 13番岸です。

今まで指定管理者を社会福祉協議会等に任されたんですけれども、今までそのやってきた中で、評
価というんですか、この指定管理に対してメリット、デメリットはあると思うんですけれども、その
辺の経過についてちょっと説明して、その辺でよかったこと、あるいはちょっと問題点があるなとい
う面があったらお話ししていただきたいと思います。

○仮議長（牧口又一君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほどもちょっと触れたかもしれませんが、福祉というとサービス
がつきものでございます。そのサービスについては、行政がやる以上に、委託管理したほうが、サー
ビス向上は、これは目に本当に余るサービスをしていただけるということでございます。それから費
用についても、行政がやるよりはやはり委託管理したほうがメリットがあるということで、18年から
指定管理をしたところでございます。

○仮議長（牧口又一君） 13番。

〔13番 岸 昭勝君発言〕

○13番（岸 昭勝君） 先ほど村長が言ったとおり、赤字の問題点が、一番これは皆さんもそう思
っていることだということなんですけれども、具体的に言うと、ふれあい館に対してお客の数が少なく
なったということが多分一番大きな原因だと思いますけれども、その辺の対策というんですか、それを、

どんなような対策を、方策を講じているか、考えがあったらお願いいたします。

○仮議長（牧口又一君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 本質的には、運営委員会のほうでいろいろそういうお話をされて、うちのほうへいろいろな考えがこうあるんだということで上げていただいて、その中で判断するのが一番筋かなというふうに思っております。

その中で今年度は、利用者増をねらうということで、温泉券の増額ということで地域の皆さん方にお配りし、そしてまた高齢者にもそういった対策を施したところでございます。

以上です。

○仮議長（牧口又一君） 13番。

〔13番 岸 昭勝君発言〕

○13番（岸 昭勝君） ちょっと欲張りな考え方ではないですけども、福祉も向上して、その赤字幅も少なくして、合理的な経営を目指して、余り財政に負担のかからないような方向でいろいろ考えて、やっていっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○仮議長（牧口又一君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 財政面で非常に心配されるということで、皆さんもご存じのように、足湯については、委員会で、続けるべきではないという答申を受けまして、それに従って足湯のほうは閉じさせていただいたということでございます。

これからも委員会からいろいろな意見が出ますけれども、それを中心に精査しまして、お互いにサービスの向上を見ながらいろいろな対策を講じて、負担減をつくり上げていきたい、構築していきたいと、こんなふうに思っております。

○仮議長（牧口又一君） 5番南さん。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 5番南千晴でございます。

先ほど村長の説明の中で、村民に対してサービスの向上、福祉の目的ということで、設置当初からのふれあい館ができる背景、今までの経緯等も、私のほうでも認識している部分があるんですけども、そもそも、村民の福祉の目的ということでありますが、福祉センターのほうは村民の利用がされているとは思いますが、このふれあい館自体、村民と村外の人利用の状況がどのくらいになっているのか1点お聞きしたいのと、あと、今までに關しましても、この指定管理を行うに当たって、今回もそうですけれども、公募のほうを行ったのか、その点をお聞きしたいと思います。

○仮議長（牧口又一君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 利用状況につきましては、こちらは主要施策の成果説明書のほうで入館者数が平成18年度から示されております。平成18年度が13万1,139人、19年度が9万669人、20年度が6万3,000……

〔「村外か」の声あり〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） そういう数字がありまして、その中で、村外者、村内者というところがちょっと示されておられません。これは調べて後ほど答えさせていただきたいと思います。

○仮議長（牧口又一君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 公募にしない理由というか、今回は、候補者の選定ということでもう絞って、公募しなかったんですけれども、その理由なんですけれども、過去の実績、第1回、先ほど村長が言いましたように、18年9月1日から22年3月31日まで社会福祉協議会に指定、第2回が平成22年4月1日から平成25年3月31日まで社会福祉協議会に指定ということで、そういう過去の実績、また、仮に公募した場合、余り黒字が見込めず応募者が出ない場合があり、その後、社会福祉協議会に指定しても、赤字が続いている責任から、引き受けてくれないということも予想されますので、そうなった場合、最悪、村で行わなければならないということになります。そうしますと、先ほど申しましたように、経費が本当に削減、村でやった場合にできるか、また、サービスの向上が、社会福祉協議会がやるより村が直営でやったほうがサービスの向上になるとはちょっと思えないので、そういった理由から、今回は公募によらない、指定ということになりました。

以上です。

○仮議長（牧口又一君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 村内、村外の利用はわからないということですが、例えばこれが、村内者が本当に多くて、平成23年度減収補てん金が約2,370万ということで、それが村民の本当に福祉につながっていれば、村長がおっしゃる福祉の目的という部分が達成されるとは思いますが、村外者が例えば多く利用している場合、そこまで村民の税金を投入することが、果たしてそれが合っているのかという部分はしっかり調査しなければいけないところかなと思います。

また、年々、減収補てん金、ふえている状況ですが、もしこの指定管理、今後、来年度から3年間行った場合、この減収補てん金が今以上にふえてしまっても、その分は村が補てんしていくということになっているのか、お聞きしたいと思います。

○仮議長（牧口又一君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 南議員からの質問が2点あったかというふうに思います。

1点目は、村外者が利用されている中で、本当に村民の福祉向上を図れるかどうかというような質問でございます。

福祉というのは、村もそうですけれども、ほかの市町村も福祉にはいろいろ手を入れているところでございます。村の施設だけを使って村の人たちの福祉向上に寄与するかということになれば、それはちょっと考えなくちゃならないというふうに思います。

というのは、いろいろな施設は各市町村にあります。榛東村の住民もそちらに行ってお世話になっております。ですから、福祉というのは、地域というか、その特定されたところではできものではなくて、本当に広域的な地域、それからまた全国的な地域、温泉もあります。そういったところの利用を含めた中で福祉ということを考えれば、やはり村内外者というようなその分け方という自体が私としては理解できなくて、村民がどこへ行って利用しようと、それから村外の人が仮に榛東村に来て利用しようと、これは福祉の向上につながっていると私は考えております。

それから、第2点目のこれから赤字が続いた場合にはどうするかというようなお話でございます。

これは、先ほど申しあげましたように、指定管理の中でのふれあい館の運営委員会がでございます。その意見を踏まえた中で私も決断をしていきたいと、こんなふうに思います。

○仮議長（牧口又一君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 村外者に利用いただくということが決して悪いことではなくて、来ていただけるということは大変ありがたいことだとは思いますが、その減収補てんをしている、村民の税金を投入しているという部分に対しての、福祉目的が本当に達しているのかという部分で、ここの村内者と村外者の利用については、今後ぜひ調べていただきたいと思います。

それとまた、今後、指定管理が行うに当たっても、3年間という期限ということで、また次どうするかということもありますので、期限が迫っていろいろ考えるのではなく、村としても、この3年間の経緯をしっかりと見ながら、今後どうやって、このふれあい館自体をどうしていくのか、指定管理を続けていくのか、ふれあい館自体の事業を見直すのか、そういった部分も含めて今から検討していただきたいと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

○仮議長（牧口又一君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 南議員の言われることはごもっともだと思います。指定管理を今回認めていただけたということになれば、やはり南議員が話されますように、そこからスタートとして、行政もそれにしっかり考えて、それからその中で、先ほど申しあげましたように、委員会の意見等も踏まえながら改善をしていきたいと、こんなふうに思います。

○仮議長（牧口又一君） 2番山口君。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 2番山口です。関連質問をさせていただきます。

このふれあい館の事業に関しては、平成18年度くらいまでは利益が出ていたと、そのように聞いております。先ほど課長がお話しされたように、20年度から約4年間の数字が出ましたが、約8,000万余りの補てんをしているわけです。この補てんがなぜ必要なのかということが一番焦点になっているんじゃないかと思うんです。

それで、18年度ころにこのことで質問をしたことがあるんですが、年間で約20万人くらいの集客がないとやっていけないと、それには年間340日として1日600人、そのお客さんが来てくれないと、入館料でのこういう運営が成り立たないと。

しかしながら、18年度以降、故障とか何かあって、今まで来ていたお客さんがもう離れちゃって、それがなかなか呼び戻せない。この指定管理をするに当たって、指定管理者にすべてを任せるんじゃなくて、やはり村のほうもお金を出しているわけですから、そういう一緒になってお客を呼び戻す、そういうことをやるべきじゃないかと思えますけれども、村長、その辺いかがですか。

○仮議長（牧口又一君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 18年ごろまでが黒字にあって、それから以降、赤字だということのご指摘であったと思います。それは、18年度までは、こういう施設……、こういう施設というか、ふれあい施設がほかの市町村に少なかったわけです。それで、18年度に非常に多くできてきてまして、そのお客の動向というか移動があったというふうに私は承知しております。

それから、18年以降、修理等が非常に重なってきました。老朽化したためにいろいろな修理がかさんできたというような中で、出費が重なったというふうに思います。

それから、今指摘されました、多くなっているものを何とか考えなきゃならない、行政も一緒に考えろということでございます。先ほど南議員にもお話ししましたが、行政も行政として、任せたいからいいんだということでもなしに、やはり行政もそれにお金を出しているということでございますので、しっかりと計画、それから事案の内容等を精査し、また、委員会等の話し合いも整合しながら改善に努めていきたいと、こんなふうに思います。

○仮議長（牧口又一君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） ただいま村長のお答えの中で、18年度以降、よそのほうにそういった施設がもう多くできてお客が離れたんじゃないかって、確かにそういう傾向もあるかと思えますけれども、やはりしんとう温泉は、どなたに聞いても、pHというんですか、そういうのが非常に高くて、非常にこうに、入った後のこういう体がいいと、そういうことで、非常にそれまでは魅力のある温泉でした。

やはり他市町村などにそういうものができても、お客さんは、このサービスとかそういうことによ

って戻ってくると思うんです。その魅力が欠けているんじゃないかと思います。それに対して、お互いの運営委員会からのこういう報告とか何かを聞きながら、どうにしたらふえるのかという、とことん詰めたのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○仮議長（牧口又一君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 指定管理に任せた以上は、やはり運営は指定管理者に任せるということが原則だというふうに私は認識しております。

○仮議長（牧口又一君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 先ほども申し上げたように、任せたからそれでいいんじゃないかと、やはりお金をつぎ込んでいるわけですね、税金を。4年間で8,400万ぐらいですよ、先ほどのあれ。このお金は、まあちょっと大変なお金ですね、一般会計の2%ぐらいに相当するわけです。やはりお互いがよくこうに、指定管理者だけではなくて、先ほども申し上げたように、村の中でもお互いがよく話し合って、お客さん呼び込むPR、これが大事なことはないかと、そのように思いますが、いかがですか。

○仮議長（牧口又一君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほど申し上げたのは原則論でございます。くどいようですけども、南議員にもお答えしたように、任せたからいいやということになしに、やはりその中で、行政で精査し、そしてまた委員会でも精査した中で、整合性を見つけながら改善を図っていくと。

それから、お客の増をどうにしていこうかということも一つの問題でございますけれども、私も経済対策ということでこの1年間、いろいろな面で努力をしてきたところでございますけれども、来年度から何とか軌道に乗るかなという期待はあるんですけども、メガソーラーを中心にしたところの村内観光、あるいは事業者等の一つのエリアの中で経済活性を生み出すという中でも、このふれあい館の施設も利用した中で行っていききたいという構想を持っております。そんな中で、一人でも多くふれあい館を使っただけ、喜んでいただけるような環境づくりに努めていきたいと、こんなふうに思っています。

○仮議長（牧口又一君） 4番松岡君。

〔4番 松岡 稔君発言〕

○4番（松岡 稔君） 先ほど村長のほうから、運営委員会の改善策ということで足湯の問題が出ました。運営委員会では、どのような改善の策を出したのか。

それともう一つ、温泉券ですけども、いろいろ4月に温泉券を出したり、いろんな形で我々も温泉券をいただいております。その回収率はどのくらいあったのか、ちょっとお願いします。

○仮議長（牧口又一君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） ちょっと足湯の問題のほうは私のほうから、今、手元に情報がないので、後ほどとさせていただきます。温泉券、村民優待券につきましては、主要施策の成果で示されておりまして、その利用者、入館者数を見ますと、平成23年度は1万8,498人……

〔発言する声あり〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） はい。

○仮議長（牧口又一君） 4番。

〔4番 松岡 稔君発言〕

○4番（松岡 稔君） それから、山口議員だの南議員の質問の中にありましたけれども、だんだん経営が圧迫しています。村長の先ほど山口議員の答弁の中に、いろんな施設ができたから、榛東のふれあい館の入館が少なくなった。これは、直売所のほうでも売り上げが落ちたので、第三者、コンサルタントに見てもらって、どんなところを改善したらいいかをアドバイスしてもらったことがあります。ふれあい館も、第三者のコンサルタントを入れて経営内容を審査するということも考えたことはありますか。

○仮議長（牧口又一君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今年度の事案として、議員もご存じかと思いますが、村全体の観光開発、それを経済活性にどうにつなげていくかというような事案の中で、大学連携モデル事業ということで、県の応援をいただきまして、今現在、高崎経済大学の南教授を筆頭に、今、その構想というか、それを outsourching しているところがございます。それが12月いっぱいには出てくるということでございます。

それともう一つは、前にもお話ししたかと思うんですけども、職員の若手の中でグループをつくっていただきまして、ワーキンググループの中でもそういった対応策について話し合いをし、そして答申をしていただくということの手はずになっております。

以上です。

○仮議長（牧口又一君） 4番。

〔4番 松岡 稔君発言〕

○4番（松岡 稔君） 榛東でこういう施設、本当に我々も期待しています。あとPRもちょっと少ないかと思って、入館者にどんどん来てもらう、中央バスのところにも榛東温泉というのがありますけれども、先ほど南議員の質問の中に村外者とありますけれども、ちょっと榛東のこのPRの仕方も足りないかと思うんですけども、今後どのようなPRの仕方を考えていますか。

○仮議長（牧口又一君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先日、大澤知事を囲んで各市町村長の懇談会がございました。そのときに私も、村の経済活性化のために、あさってとその次の2日間、東京のぐんまちゃん家で榛東村の物産や榛東村の村の状況をPRするために、東京のぐんまちゃん家で2日間開催するはずになっております。

そんな中で大澤知事に私が質問したのが、今、ぐんまちゃん家で、うちのほうで、今回で3年続けてやっているんだと。だけれども、非常に村の活性化、それから村おこしにちょっと役に立たないぐんまちゃん家だというお話をさせていただきました。そしたら、その後、村長、後で係をやって、その使い方、それから、あそこで行う使命等をどうに榛東村で利用できるかということについて説明に伺わせるということで、2日後に来ていただきました。そして、聞きましたら、あそこでは商品販売をするんじゃないよと。今、議員がおっしゃるように、いろいろな情報発信をし、そして村のイメージを情報発信の中から取り入れてもらって、そこで観光開発や、それから観光業者に認めてもらって、榛東村に向けてもらうんだというお話をされました。私も、ああ、なるほどなということで納得しました。

今回からある程度、物品販売もしますけれども、そういった面でPRをしながら、あそこでものを売ることが目的じゃなくて、それも目的には入れますけれども、それ以上に、やはり今言われたように、村のイメージをPRする、それから、村はこういうことに取り組んでいるんだけれども、少子化対策にも取り組んでいるんだけれども、こういう状況下だからぜひ企業にも来ていただきたいというようなPRを、方向転換して、その資料作成にも今力を入れているところでございます。

以上です。

○仮議長（牧口又一君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○仮議長（牧口又一君） 質疑なしとの声がありますので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○仮議長（牧口又一君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第72号 指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○仮議長（牧口又一君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案の審議が終わりましたので、ここで仮議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

暫時休憩といたします。

午前9時56分休憩

午前9時59分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

ただいま可決いただきました案件は、榛東村社会福祉協議会に関する議案であり、会長、理事、評議員が除斥となりましたが、牧口仮議長のもとに、村長を初め執行部の誠意を尽くしての説明をいただくとともに、審議に当たっては極めて真剣にご審議をいただき、原案のとおり可決したと報告を受けております。

榛東村社会福祉協議会では、過去6年間の指定管理者としての実績を踏まえ、しんとう温泉並びに福祉センターの運営管理に当たりましては、職員一丸となって期待に沿うべく努める所存でありますので、なお一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

◇

◎日程第5 議案第73号 榛東村営水出土地改良事業（区画整理）計画の概要について

○議長（高橋 正君） 日程第5、議案第73号 榛東村営水出土地改良事業（区画整理）計画の概要についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

倉持建設課長。

[建設課長 倉持直美君発言]

○建設課長（倉持直美君） 議案73号 榛東村営水出土地改良事業計画の概要について、提案理由の説明を申し上げます。

榛東村建設工事発注により発生する工事残土を土地改良法の手法に基づき残土処理し、区画整理を行うものでございます。水出地区につきましては、かなりの高低差があり、面積約3,500平米、平均の高さ2.5メートル、約7,500立米の工事残土を受け入れ、土地改良事業を行うものでございます。

議案書23ページをお願いいたします。朗読により説明にかえさせていただきます。

榛東村営水出土地改良事業（区画整理）計画の概要。

1、目的。

この事業は、榛東村大字山子田の0.3ヘクタールの地域を対象として区画整理を実施するものである。農用地の集団化、汎用化により生産性の向上を図り、あわせて農村基盤の整備を図ることを目的とする。

2、地区の所在及び現況。

榛東村大字山子田地内。ふるさと公園の西でございます。

3、基本計画。

生産基盤の整備改善を図るため、地区内の道水路を整備し、農用地の集団化と農業機械の効率的利用を促進するものとする。工事施工においては環境に配慮した工法を取り入れ、生態系の保全に努める。

次のページをお願いいたします。

主要工事計画。

整地工、面積、Aイコール0.2ヘクタール。

道路工、Lイコール145メートル、B、幅員4.0メートル、車道幅員3.0メートル。

排水路工、Lイコール62メートル、U500の布設がえでございます。

4、換地計画の要領。

換地計画樹立の必要性。

不整形な農用地を整形化し、分散する農用地を集団化するとともに道路、水路を整備し、区画形質の変更を必要とするため、これに伴う換地計画書を樹立する。

次のページをお願いいたします。

費用の概算。

概算総事業費450万円。

6、効用。

農業生産効果25万2,000円、農業経営向上効果6万8,000円。

7、他の事業との関連。

該当はございません。

8、位置図及び計画概要図。

議案書26ページが位置図でございます。議案書27ページが計画概要図でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

議案第73号 榛東村営水出土地改良事業（区画整理）計画の概要について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第6 議案第74号 村道の路線廃止について

○議長（高橋 正君） 日程第6、議案第74号 村道の路線廃止についてを議題といたします。
議案の朗読を求めます。
事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。
提案理由の説明を求めます。
建設課長。

〔建設課長 倉持直美君発言〕

○建設課長（倉持直美君） 議案第74号 村道の路線廃止について。
ただいま上程されました議案第74号 村道の路線廃止の提案理由について説明申し上げます。
今回、道路法第10条の規定に基づき、路線廃止の議決をお願いする路線は、1路線でございます。
議案書29ページの廃止路線調書及び30ページの路線廃止図により説明申し上げます。
路線番号3049、路線名、十二前12号線。起点、大字新井字十二前2217番1地先。終点、大字新井字十二前2219番1地先の路線でございます。
図面は30ページとなります。
本路線は、フレッセイの進出に伴い、フレッセイの駐車場として利用するため、路線の廃止をお願いするものでございます。
以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。
ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第74号 村道の路線廃止について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第7 議案第75号 平成24年度榛東村一般会計補正予算（第8号）

○議長（高橋 正君） 日程第7、議案第75号 平成24年度榛東村一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） それでは、平成24年度榛東村一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入については、歳出に伴う障害者自立支援費国庫・県費の増額及び中学校建設事業確定見込みによる防衛施設周辺防音事業額の減額など、歳出については、特定防衛施設周辺整備調整交付金基金条例創設に伴う基金の積み立てなどでございます。

32ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

15款国庫支出金、補正額2,699万円の減、計5億3,185万3,000円。1項国庫負担金、補正額467万8,000円、計3億4,487万1,000円。2項国庫補助金、補正額3,193万円の減、計1億8,198万9,000円。

3項国庫委託金、補正額26万2,000円、計499万3,000円。

16款県支出金、補正額1,079万6,000円、計4億2,194万5,000円。1項県負担金、補正額604万5,000

円、計1億8,296万8,000円。2項県補助金、補正額512万4,000円、計2億1,094万9,000円。3項県委託金、補正額37万3,000円の減、計2,802万8,000円。

17款財産収入、補正額44万9,000円、計6,250万2,000円。1項財産運用収入、補正額44万9,000円、計5,401万8,000円。

18款寄付金、補正額68万9,000円、計94万円。1項寄付金、同額でございます。

19款繰入金、補正額771万4,000円の減、計1億5,938万9,000円。2項基金繰入金、補正額771万4,000円の減、計1億5,938万8,000円。

21款諸収入、補正額20万2,000円、計3,127万5,000円。4項雑入、補正額20万2,000円、計2,864万1,000円。

歳入合計でございます。補正前の額48億4,145万2,000円、補正額2,256万8,000円の減、計48億1,888万4,000円でございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。歳出でございます。同じく左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

1款議会費、補正額1万4,000円、計9,371万1,000円。1項議会費、同額でございます。

2款総務費、補正額382万円の減、計6億9,883万1,000円。1項総務管理費、補正額381万1,000円の減、計5億7,712万3,000円。2項徴税费、補正額1万1,000円、計8,632万3,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正額1万3,000円、計2,583万3,000円。5項統計調査費、補正額3万3,000円の減、計59万1,000円。

3款民生費、補正額2,554万3,000円、計16億7,848万円。1項社会福祉費、補正額2,115万5,000円、計9億9,635万9,000円。2項児童福祉費、補正額438万8,000円、計6億8,128万8,000円。

4款衛生費、補正額59万円、計3億2,556万円。1項保健衛生費、補正額37万8,000円、計1億9,550万7,000円。2項清掃費、補正額21万2,000円、計1億3,005万3,000円。

5款労働費、補正額4万4,000円の減、計477万5,000円。1項労働諸費、同額でございます。

6款農林水産業費、補正額642万1,000円、計3億7,862万7,000円。1項農業費、補正額575万1,000円、計3億6,436万1,000円。2項林業費、補正額67万円、計1,426万6,000円。

7款商工費、補正額5万円、計1,268万3,000円。1項商工費、同額でございます。

次のページをお願いいたします。

8款土木費、補正額59万8,000円の減、計4億3,791万円。1項土木管理費、補正額8,000円、計1,006万5,000円。2項道路橋りょう費、補正額2万8,000円、計2億6,938万6,000円。5項都市計画費、補正額63万4,000円の減、計1億4,680万4,000円。

9款消防費、補正額455万9,000円の減、計2億6,240万4,000円。1項消防費、同額でございます。

10款教育費、補正額3,994万円の減、計6億5,508万4,000円。1項教育総務費、補正額14万6,000円、計1億1,031万9,000円。2項小学校費、補正額9万円の減、計9,799万3,000円。3項中学校費、補正

額4,068万7,000円の減、計1億4,418万2,000円。4項幼稚園費、補正額27万1,000円、計8,725万3,000円。5項社会教育費、補正額44万4,000円、計7,570万7,000円。6項保健体育費、補正額2万4,000円の減、計1億3,963万円。

12款公債費、補正額617万1,000円の減、計2億6,036万9,000円。1項公債費、同額でございます。

13款諸支出金、補正額5万4,000円の減、計44万7,000円。2項土地開発基金費、補正額5万4,000円の減、計44万6,000円。

歳出合計、補正前の額48億4,145万2,000円、補正額2,256万8,000円の減、計48億1,888万4,000円でございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正。

追加でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、防衛施設周辺民生安定施設整備事業、金額6,777万8,000円でございます。第5号計画道路において、年度内に工事が完了しない見込みのため翌年度に繰り越すものでございます。

36ページから38ページは、歳入歳出事項別明細書、総括表でございます。説明は省略させていただきます。

40ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でございます。主なものについてご説明させていただきます。

上の枠、15款1項1目民生費国庫負担金、補正額467万8,000円の主なものは、2節障害者福祉費負担金420万円で、歳出の障害者福祉費に対応するもので、説明欄下の心身障害児(者)支援費国庫負担金417万3,000円から上の障害者自立給付費国庫負担金に振りかわったことと、新規の障害福祉サービスが見込まれるため、837万3,000円を増額させていただくものでございます。この下の枠2段目、15款2項6目教育費国庫補助金、補正額3,167万円の減は、2節中学校費補助金で、歳出の中学校建設事業の事業確定見込みにより、防衛施設周辺防音事業補助金を減額させていただくものでございます。この下の段7目特定防衛施設周辺整備調整交付金、補正額はゼロでございますが、説明欄にある航空機騒音測定観測器更新事業確定見込みにより1,130万円を減額するものでございます。観測器の台数を3台から1台にしたことにより、充当残を基金に振りかえるものでございます。

41ページをお願いいたします。

上の枠でございます。16款1項1目民生費県補助金、補正額604万5,000円の内訳は、1節国民健康保険基盤安定県負担金で394万5,000円を増額し、村負担分とあわせて国保会計に繰り出すものでございます。2節障害者福祉費負担金210万円は、15款1項1目民生費国庫負担金420万円と同じ理由によるものでございます。この下の枠2段目、16款2項2目民生費県補助金、補正額317万5,000円の主なものは、4節福祉医療費補助金で321万2,000円で、歳出の福祉医療費の利用の変更に伴い増額させて

いただくものでございます。

43ページをお願いいたします。

上の枠でございます。19款2項1目基金繰入金、補正額771万4,000円の減の主なもの、中学校建設事業の確定見込みにより、説明欄にある義務教育施設整備基金繰入金792万2,000円を減額させていただくものでございます。

45ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書でございます。主なものについてご説明させていただきます。

下の枠、2款1項1目一般管理費、補正額66万7,000円の主なものは、3節職員手当9万2,000円で、職員の扶養者数の増加によるものでございます。また、4節共済費27万5,000円の内訳は、市町村職員共済組合負担金は率の改正によるもの、市町村職員共済組合追加負担金は負担額の確定によるもの、地方公務員災害補償基金負担金は東日本大震災により臨時的な支出でございまして、公務災害補償等給付費及び大震災に関連する公務災害防止事業に充てるものでございます。

前節の議会費と以下各目4節共済費については、以上の説明によるものでございます。各目2節、3節については、9月補正後の臨時職員の人件費の変更によるものでございまして、4節共済費とあわせて説明は省略させていただきます。

46ページをお願いいたします。

上から2段目、5目財産管理費、補正額132万9,000円の主なものは、11節需用費の101万9,000円で、猛暑等により、電気料を91万8,000円と上下水道料10万1,000円を増額させていただくものでございます。下の段、6目企画費、補正額29万6,000円の減の主なものは、18節備品購入費で1,254万3,000円の減で、航空機騒音観測事業において、機械器具購入費について、観測器の台数を3台から1台に変更することにより減額させていただくものでございます。

次のページをお願いいたします。

19節負担金、補助金及び交付金9万7,000円の減の主なものは、渋川地区広域市町村圏整備組合負担金24万9,000円の減で、主に運営費の変更見込み及び23年度決算数値に置きかえたことにより変更となったもので、以下、各目の渋川地区広域市町村圏整備組合負担金の説明は省略させていただきます。この下、25節積立金1,130万円については、18節備品購入費で減額した航空機騒音観測事業の財源のうち、特定防衛施設周辺整備調整交付金の充当残を基金に積み立てるものでございます。この下の段、8目財政調整基金費、補正額744万円の減は、25節積立金の減で、内訳は、財政調整基金利子積み立て25万円と歳入の財源不足769万円は、積立金の減額により調整させていただくものでございます。下から2段目、13目公共交通対策費106万9,000円は、19節負担金、補助金及び交付金で、委託バス運営費負担金でございまして、中央バスの前橋上野田桃泉線で、平成24年度決算見込み額の増加と群馬県補助金の確定見込みにより、村負担分を増額させていただくものでございます。

49ページをお願いいたします。

〔「中央バスじゃない」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 暫時休憩。

午前10時26分休憩

午前10時26分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開します。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 失礼しました。日本中央バスでございます。

続きまして、49ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費、補正額539万円の主なものは、次のページをお願いいたします。28節繰出金762万8,000円で、国民健康保険特別会計への繰出金708万7,000円を増額させていただくものでございます。この下の段、2目老人福祉費、補正額27万4,000円の内訳でございます。13節委託料の110万円の減については、高齢者能力活用センター管理運営委託料を減額させていただくものでございます。18節備品費137万4,000円は、元気高齢者支援事業におきまして、シルバー人材センターへ枝葉破砕機を貸与する備品費を計上させていただくものでございます。下の段、3目障害福祉費、補正額844万4,000円の主なものは、19節負担金、補助金及び交付金840万円で、歳入のところでお話ししましたが、障害者福祉一般経費から障害者自立支援費に振りかわったことにより、障害者福祉一般経費のその他負担金834万7,000円を減じ、新規障害者福祉サービス分とあわせて障害者自立支援費その他負担金1,674万7,000円増額させていただくものでございます。

次のページをお願いいたします。

2段目、4目福祉医療費、補正額677万4,000円の主なものは、福祉医療費の変更見込みでございまして、20節扶助費661万4,000円を増額させていただくものでございます。

52ページをお願いいたします。

上から2枠目、3款2項4目学童保育費、補正額438万8,000円の主なものは、7節賃金330万円で、学童数の増加等により臨時職員の賃金を増額させていただくものでございます。また、15節工事請負費100万9,000円は、北部第一学童保育所改修工事で、トイレを和式から洋式に改修する工事費を計上させていただくものでございます。

少し飛ばしまして、56ページをお願いいたします。

上の枠、下の段でございます。6款1項9目農業集落排水事業費、補正額496万5,000円は、28節繰出金で、農業集落排水事業特別会計への繰出金を増額させていただくものでございます。

58ページをお願いいたします。

上から2枠目、下の段でございます。8款5項3目公共下水道費、補正額143万1,000円は、28節繰出金で、公共下水道特別会計への繰出金を増額させていただくものでございます。

少し飛ばしまして、61ページをお願いいたします。

下の段、10款3項3目学校建設費、補正額3,952万3,000円の減の主なものは、次のページをお願いいたします。15節工事請負費でございまして、3,924万9,000円の減で、中学校建設事業に伴う校舎解体事業費の確定見込みを受けて減額させていただくものでございます。

64ページをお願いいたします。

真ん中の枠でございます。12款1項2目利子、補正額617万1,000円の減は、23節償還金、利子及び割引料で、平成23年度借り入れ分の借入利率の確定による利子償還額を減額させていただくものでございます。

65ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。

1は特別職、該当はございません。

2は一般職、(1)が総括表で、上のそれぞれの枠の上段が補正後、中段が補正前、下段が比較となっております。後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますよう、よろしくお願いたします。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。再開を40分。

午前10時31分休憩

午前10時43分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

先ほどの答弁の中で、後ほど答弁というのがありましたそうなので、課長のほうから答弁いたします。

青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 先ほど答弁の中で、ちょっと資料がないということで調べさせていただきますと言った案件で、ふれあい館の村外者と村内者の利用者に関する統計等とはっていないことを確認しました。それよりまして、村内者については、優待券の利用者数、23年度は、1万8,498人プラスアルファと解釈されます。

また、足湯のことについてですが、社会福祉協議会との協議により、燃料費などコストを回収できず、魅力等向上、経営改善に直接結びつくものがないということで、稼働を見合わせているという次第です。

以上です。

○議長（高橋 正君） それでは、提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

10番松岡君。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 松岡です。質問させていただきます。基地・財政課長に質問します。

40ページ、騒音測定器についてですけれども、3台を1台にという発言が先ほど耳に入りました。その理由と、また、なぜこの1,130万を減額して積み立てるか、この辺のところをまず1問。

それと、その1問の中に、その測定器は12区、13区、18区とあります。住民の皆さんも承知していると思うんですけども、その中に、何年前に一番先に購入したか、そこのところもお答えください。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 松岡議員の答弁にお答えいたします。

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前10時46分休憩

午前10時49分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 先ほどの答弁については取り消させていただきます。

主な理由としましては、従前のものは引き続き使用するというのでございまして、それに補足的に1台購入するというものでございます。以下の基地・幹線特別委員会に協議させていただいた結果でございます。

従前のものはいつ買ったかということでございますけれども、一応、これについては後ほど回答したいと思います。

それと、なぜ基金に積むかということでございますけれども、調整交付基金事業につきましては、先ほど基金条例を設置していただきましたけれども、24年度におきましては充当するところがないと

いうことで、基金に積み立てるものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 松岡議員にお願いします。この問題は非常にシビアな問題で、議員もわかっておられるんですけども、いろいろな面に影響が出るということで取り消させていただきましたので、ご了解をお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） そういう細かいことを聞いているんじゃないくて、自分の質問は、単純明快に答えていただきたいということでもあります。

もう1問。

先ほど、何年前と言ったのは、次のときで結構です。自分が区長をしたときだから大体わかっていますけれども。

それと、その3台、12区、13区、18区にある騒音測定器、その中でも、もう少し位置を見直したほうがいいんじゃないかと自分は思います。なぜかというと、同じところにやっても、同じ音が出て、もうちょっと、直下ですか、ヘリコプターがいつも通る常習経路の真下のうちにつけたらどうですかと要望しておきますよ、これはね。真下のほうが音が出ると思います、必ず。だから今しているところはもう少し見直していただきたいということはあります。

それと、出る場所ですか、それはもう今言ったから、それをよく検討して、またいただきたい。

それだけです。お答えください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 1点の見直しをしてくださいということでございます。機種は今お願いしてあるところとか3ところあるわけですけども、その見直しということでございますので、基地対策・幹線道路特別委員会で提案をし、議論をさせていただきたい、その結果を踏まえて行動に移したいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

7番金井君。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 46ページ、2款総務費、87万2,000円という、自然エネルギー推進事業、嘱託職員賃金とございます。これは県の臨時雇用対策で恐らく雇用した職員かなという感じがしておりますけれども、間違いなければそれをお答えいただきます。

そして、この職員の仕事内容をお聞きいたします。

そして、これから冬期間、今既にもう八州高原は雪が積もっているかなというような感じがしておりますけれども、この冬期間、今までどおり視察を受け入れるのか、あるいはクローズにするのか、その辺を、これは村長からお聞きをいたします。

3点、お願いをいたします。

○議長（高橋 正君） 立見総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 1点目の緊急雇用の関係なんですけれども、そのとおりでございます。

2点目の仕事内容でございますが、やはり草刈りと木の枝等の伐採を考えております。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 冬期間、視察者を受け入れるかどうかということでございます。これは、今までの経緯からいって、あそこの施設には物見遊山で来ている人は一人もございません。自然エネルギーの対策に対して本当に関心のある人が延べ約3,000人訪れております。そんな中で、榛東村でも議会議決をさせていただきましたように、自然エネルギーの普及にも貢献するんだという文面がございます。そんな中から、冬場は、今までどおりというわけにはございません。雪が降ったりなんかしますので、そのときのケースバイケースで何とか普及事業にも貢献していきたいと、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 冬期間の視察の受け入れということをするということでございますけれども、恐らくかなりの積雪に道路はなろうかなというような感じがしておるので、それでは、その除雪の対策というのはお考えなんですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 現地をどうしても見たいというときには、これは状況を見てお断りすることもございます。役場でも、テレビを使った中でご説明ができるということで、受け入れということで解釈をしていただきたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 確かにそういう村長のおっしゃるようなこともあろうかと思いますが、私は、3カ月間、ゴルフ場のときもそうでしたけれども、しっかりとクローズして、その間は受け入

れをしないと、無人化にするということではないかなというふうに考えておるんですけども、そうなりますと、先ほど仕事内容を私はあえてお尋ねしたんですが、この嘱託職員の仕事というのは、冬期間は、草刈り、あるいは陰樹伐採という作業はないんじゃないですか。そして、その職員をどうするのか。それが1つ。

もう一つ、この下に電信料というのが自然エネルギー推進事業で1万2,000円ございますけれども、これは恐らく村にある携帯電話かなというような感じがしているんですけども、その携帯電話も、冬期間は向こうへ行って室長とのこれ連絡に恐らく使っていたんじゃないかなと思いますけれども、それも下に来るということになれば要らないんじゃないかなと、補正を組む必要が本当にあるのかなというような感じがしますけれども、その辺を課長にお尋ねします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 携帯電話でございますが、作業員とあそこがなかなかつながらないので、作業員用ということであります。

それで、雪が降っていれば草刈りができないんじゃないかというような指摘でございますが、この緊急雇用につきましては、もう目的があそこの作業ということで決められておりますので、それ以外は一応考えておりません。これは県の10分の10の、来ておりますので、一応何らかの仕事があると考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 雇用問題でちょっとお答えさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前10時58分休憩

午前10時59分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

4番松岡君。

〔4番 松岡 稔君発言〕

○4番（松岡 稔君） 41ページの歳入についてちょっとお聞きしたいんですけども、3目の先ほど財政課長が説明してくれるかなと思って期待しておったんですけども、通過してしまったので、市町村がん検診受診向上モデル事業費ということで県のほうから補助が出ます。どんな内容の向上のアピールをするのか、お願いします。

○議長（高橋 正君） 小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 市町村がん検診向上モデル事業の県費補助金ということでございますが、これは、毎年、がん検診は村でやっております。ただ、県のほうで、がん検診の受診率向上のために新たな事業に取り組んだ場合について、その単年度だけ補助金を交付しますという決まりの補助金でございまして、平成24年度につきましては、榛東村では、統一検診ということで、検診をすべて1日で済むようにということで、検診の対応を変更いたしました。その変更対応について、榛東村はことし、こういうふうにごん検診の対応を変えましたよということで補助金の交付を申請したところ、補助金が認められたということの補助金でございまして。ですから、来年、同じ形態で特定健診を一度に受けられるようにしたとしても、それではもう来年は補助金はもらえないと、そういったことの補助金でございまして。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 議員も承知しているかと思うんですけども、当初予算のときに、県ではがん対策ということで、がんの受検者を50%に上げるという施策を出しました。そんな中で、榛東村では、今までの仕方よりは、1日でごん検診が済めるようにという対策を講じたところでございまして。そのお話を大澤知事に機があるときにお話ししましたら、非常に画期的な村の考え方だというお話をされましたので、そのときに、そういったあれでは、事業内容を見ながら、それに対する費用が村でも出しているんだという中で、何とか認めてほしいという要望は出しておきました。そして、今回ついたということでございまして。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございせんか。

5番南君。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 5番南千晴です。

52ページ、学童保育費の部分で、臨時職員賃金で、学童数の増加に伴う330万円ということで計上されているんですけども、学童数の増加ということではありますが、どこの学童で何名ぐらいふえたのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） こちらの賃金330万円の内訳につきましては、5カ所あります学童保育それぞれでほとんどが増ということとなっております。北部第一が70万9,000円、北部第二が96万2,000円、北部第三が155万円、南部第一が17万9,000円、南部第二のほうはマイナス10万

円という数字になっております。

これにつきましては、当初見込んだ職員の延べ勤務時間では対応が満たせないケースが認められ、職員の勤務時間が増したことに伴い、賃金を追加するものです。学童保育の利用者で定時の18時30分まで滞在するケースがふえたことに伴い、必要とされる職員の滞在時間が延びまして、それに比例しまして賃金もふえているということでございます。また、障害児の受け入れに伴い、必要とされる職員の勤務時間がふえたことも要因の一つになっております。

以上で答弁にかえさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 5カ所の学童で人数が増加したということではありますが、職員のほうをこうやってすぐに対応していただくということは非常に必要なことかなと思いますが、施設自体がこの今増加した人数で今後も間に合うのかちょっと心配なんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 非常にこの利用率というのが年々ふえてきています。それで、議員が心配される、やはり施設等も整備していかなきゃというふうに考えております。今のところ計画として、来年度、広馬場地区に第二学童保育所を設置して対応してまいりたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 今の村長の答弁の中で、来年度、広馬場のほうに第二学童ということで、それは南部コミセンにもある学童を移動するということですよ。

その部分に関して、今、既存のをこう移動するという範囲だけではなくて、余裕を見て、例えば北の場合、前の庁舎が1階と2階があいていて、1階部分で人数がふえたときに、すぐ2階のほうを改修してふやせたということもありますので、そちらのほうも1階建てとかではなくて、2階建てにするなど余裕を持って検討していただいて、学童の充実を図っていただきたいとは思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 学童保育を使うというのは、もう年代が限られております。その調査をできますから、それによって、必要かどうかということは本当に大切なことですので、前向きに検討させていただきたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

3番小野関君。

〔3番 小野関武利君発言〕

○3番（小野関武利君） 3番小野関であります。

47ページの10目防災行政無線費の部分で、22万円という戸別受信機撤去手数料ということで計上されております。具体的に対象戸数とか具体的なものをお伺いしたいと。

撤去の後の部分、防災ラジオということでの対応ということをお聞きしておりますが、その部分についてもお伺いをいたします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 小野関議員の質問にお答えさせていただきます。

防災無線の撤去なんですけれども、自衛隊官舎で撤去の申し出がございました。13区と19区の官舎でございます。撤去数につきましては、60台分でございます。

それと、防災無線、防災ラジオの件がありますけれども、これにつきましては、ことし中に防災ラジオを購入し、1週間程度、村民に貸して、よければ村で若干補助して買ってもらうと、そういう計画をしております。

それで、防災の維持管理費につきましては、今年度を最後に維持管理費を取らない方向で条例改正をしたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小野関武利君発言〕

○3番（小野関武利君） どうあれ、今お聞きしたところでは、官舎の部分ということではありますが、一般家庭も入っているわけじゃなかったんですか、これは。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 今のところ、これにつきましては入っておりません。一般家庭につきましては、まだ使えるものは使っていただくということで、また、撤去してくれと、そういうのが多くあれば、また補正とかそういう対応で撤去していきたいと考えております。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小野関武利君発言〕

○3番（小野関武利君） 要望があればという話ではありますが、ひとつ、必要がなくなったもの、聞こえるうちは使ってくれということなんですけれども、もう修理ができませんから壊れればおしまいだよというお話も聞いておりますので、ひとつその辺の対応をお願いしたいと思っておりますが、防災ラジオの部分で以前聞いた部分では、1ロット500台という話で聞いておるんですけれども、防災ラジオの単価ですね、それと村の補助率、それから1ロット500台を超えた場合の対応の部分についてもお

伺いをいたします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 防災ラジオを発注するにつきまして、単位が500台というのが、単位というか、それ以下ではなかなか発注できないし、それ以上だったら大丈夫なんですけれども、最低が500台という形の中で今回発注するわけですが、それで足らなければまたさらに追加ということできます。

それと単価につきましては、今、たまたま日本の違うところで同じような防災無線をつくっているというので、ちょうどそのタイミングがよくて、よくてというか何ていうか、単価的に今1万円をちょっと欠けるぐらいの値段で購入できるということでありまして。それで、村で考えているのが、個人で買ってもらうのに5,000円を負担してもらうという考えであります。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

6番柳田さん。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 46ページです。一番下の備品購入費のところ、航空機騒音の器具の購入費ということで、3台分を1台に減らしたための減額補正というふうなことだと思うんですけども、前、松岡好雄議員の質問にお答えしていただいたとき、ちょっとその内容で確認をさせていただいた上で続けたいと思うんですけども、これを1台に減ずるとして、あと、従来のものが、あるものを含めて、そうすると何台になるのかということなんですけれども、それは、ふえるのか、それとも同じなのかということ。

それによりまして、もし減るのであれば、今、オスプレイを、こちらのほう、直接は余り飛ぶこともないのかもしれませんが、そういう飛来というふうなこともある中で、きちっと騒音器をふやすことはあっても減らすことは、とても時代に逆行するような感じがしたものですから、そこを、騒音器の台数を確認したいんですが。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 設置済みのものにつきましては、継続性の観点からも引き続き当面設置したいということですが、今回購入する予定のものについては、可動式を1台購入するというので、3台プラス1台という考え方でよろしいかと思っております。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） そうしますと、今までよりは1台ふえるという理解でよろしいんですね。

それでしたらわかります。

引き続きまして、もう一つ、56ページなんですけれども、農林水産業費の農業振興費、工事請負費で63万、桜植栽工事というふうにあります。創造の森の維持管理というふうなことなんですけれども、この工事の内容についてご説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 村上産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 63万円の補正の内容ということでございます。

創造の森につきましては、2000年のときに桜を植えたということでございまして、そのときに、少し色の違う桜がございます。主にオオヤマザクラというのが植わっているんですけれども、その中で、色の違うギョイコウという桜なんですけれども、これが周りの景観にマッチしていないというようなことがございまして、今回これを伐採して植えかえすると、そんなようなことございまして、当初予算でも予算を若干とってあったんですけれども、再度確認したところ、125本あったということでございまして、この辺について伐採するという費用ということでございます。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） この事業は、先ほど課長のほうから話されましたように、一倉村政のときに、2000年に2000年事業ということで、村の活性化をしましよと、元気をつけましようということで、多くの杉の伐採をし、あの面積に約1,000本植えました。1,000本は、2000年事業というので、村に何しろ2,000本植えましようということで、1,000本はそこに植えて、あとの1,000本は、村内、自衛隊、いろいろな面のところで植えさせていただいております。

そして、今現在、行くとわかるんですけれども、先ほど話されましたように、しだれ桜を植えたんですけれども、桜として、見れば見られるんですけれども、葉っぱの色をしていて、咲いていのか咲いていないのかわからない桜が何十本かあるという中での整備と、それから、桜の樹形を見ますと、どういうものかいいかといえば、学校なんかにあるあの咲き方が、非常に桜に見合った桜じゃないかというような観点から、植栽するときには小さいものを植えていましたから、本当に間があったんだけれども、もう数年たちましたので、その木が徐々にでかくなって、やたらやたら上に伸びちゃうという関係から、今年度、咲いたときに全部チェックをしました。それで、そのチェックをしたのを取り除いたり、それから補充をしたりという作業をしたいと。

それと同時に、今回取り上げたのは、前にも申し上げましたけれども、村の活性化事業の中で、創造の森も今まで桜が植えられてはいたけれども、そういう面にはなかなか事案が出てこなかったという中で、今回、経済活性化、それから地域活性化のために、その創造の森も含めた中の対策として、一事業として今回植栽をするということでございます。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） そうしますと、1,000本は植えたんですけれども、その1,000本全部引き抜くのではないということなんでしょうか。

〔発言する声あり〕

○6番（柳田キミ子君） 125本を抜いて、植えかえるということです。よろしいんですか。

〔発言する声あり〕

○議長（高橋 正君） 終わりだよ、これで。

○6番（柳田キミ子君） じゃ、すみません、はい、いいです。

その63万の中で125本を抜いて、そしてまた植えかえるというふうなことでありますけれども、どういう桜、村長が今言いました、普通のソメイヨシノですか、そういうものなのか、今お考えになっている産振課のほうの計画はどうなっているんでしょうか。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 先ほどお話ししましたが、125本を伐採して、今年度、林業事務所のほうから、八重桜でカンザンとフゲンソウという桜があります。これを100本いただける予定になっております。これを植えかえるということで考えております。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） なぜ八重桜にしたかという理由でございます。

ご案内のように、あそこには前々からヨシノザクラがずっとあの沿線に植わっております。植栽されております。それがてんぐ巣病で非常にやられて、毎年、東電がやり、あるいはまた村で処置をしております。

そんな中で、原因を聞いてみましたら、あの辺の標高が非常にてんぐ巣の入る標高だと。というのは、てんぐ巣というのは気流に乗ってうつるんだそうです。ですから、あそこが本当に気流というかそういう関係で適しないということと同時に、桜の咲く時期をずらして、桜を見られる期間をふやしましょうという考えのもとに、今回もまた、2000年事業でもそうですけれども、八重桜を導入したという経緯がございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

14番岩田君。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） 14番岩田です。

47ページ、10目の防災行政無線費、先ほど総務課長の答弁の中で、防災ラジオ500台、今年度購入

予定とありましたが、飛行経路の直下で住宅防音工事を施工したこのお宅に、この500台の中の台数を前もお願いしたんですが、優先的に配備する予定があるかどうか、村長に伺います。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前11時20分休憩

午前11時20分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 結果から申しますと、貸与する考えはございません。というのは、ご案内のように、防音工事を施していただいている、補助事業を取り入れております。そんな関係から、地域の何ていうか、平衡性というか、予算の使い方の中から、一部にそういうところにやるということは、もう施してありますので、一律に村民と同じような対応をさせていただきたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 14番。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） 住宅防音工事は、これは防音災害による補償工事であります。その結果によって、防音工事をしたのために屋外無線が聞こえないと、そういう結果の中でこの防災ラジオが必要になるわけです。やはりこれは防衛の国策事業による弊害でありますので、ぜひとも、この住宅防音工事を施工された家庭においては、村の負担で個人負担をなくして、防災ラジオの設置を今回強く要望しておきたい、こういう思いで発言したわけです。再度、村長に検討をお願いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 再度ということでございますけれども、何しろ村民の平等性からいって、やはりあそこに対するラジオだけの補助ということは今のところ考えておりません。

先ほど申し上げましたように、防音工事を施してあるという中で、全体を施しているわけではございません。その対象とされている家庭でもね。ですから、一般家庭と同じような考え方ですれば、その中にいつもいるというようなわけではございませんので、一般家庭と同じような対応をさせていただきたいと、こんなふうに思います。

〔発言する声あり〕

○議長（高橋 正君） じゃ、暫時休憩します。

午前11時23分休憩

午前11時24分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

14番。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） ちょっと村長の見解が私と違うんですけども、これはやはり個人がこの国策によって影響を受けたがために防音工事が施工されたわけです。だから村民との均衡に欠けるとか整合性がないとかと、そういう問題じゃなくて、あくまでもこの旅団化の事業を入れたがための騒音被害が発生したための住宅防音工事だったので、やはりその観点を理解してやってもらわないと、まず外部の放送が聞こえないためにこの防災ラジオが必要になるわけなんで、やはりもう3問目ですのでもうこれ以上できないんですけども、やはり再度検討をお願いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 議員もご承知かと思うんですけども、防音工事というのは、ヘリコプターの騒音をもとに施している事業でございます。この防災ラジオは、防災に対しての施す事業でございます。そこらを考えていただきたいと、こうに思います。

○議長（高橋 正君） ちょっと暫時休憩します。

午前11時26分休憩

午前11時26分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今、議長からいい提案がございまして、その地域には、北関東に行って篤と交渉をさせていただきます。その地域だけに防災ラジオを入れてくださいということを強く要望してきます。

○議長（高橋 正君） そういう前向きの検討でね。

ほかにございませんか。

9番牧口君。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） 要望的な質問をさせていただきます。

今、もう金井議員、岩田議員からも出ていました件なんですけど、防災ラジオの500、これはもう従前から私は何回か、どういういきさつかというのを聞いていたんですけど、それにつきまして、約1万円で、補助が5,000円ぐらいだろうということで、これは結構なんですけど、それ以後のですよ、取り

つけた場合以後のその維持管理費というのはどのような形になるのか。

ラジオなんだからわかりますけれども、どのようなというのを、内容を各自に知らせて、1,000円のリミットは500台というんだから、300人しか希望者がいなければ、いなくても500台は買うので、それはいいんですけれども、村民に、こういう維持費が、こういうので、これだけかかってというので、こういう内容なので希望者は申し出てくれと、そうすれば、1回500台買って、またそこで700台になったからまた200台追加ということがなくなって、購入する場合にいいんじゃないのかと。

それでまた、村民も、それつきたいけれども、つけたらどういう金がかかって、どうなるんだろうというのが、一応そういうところを村民に知らせたらいかがかなと、このようなことを提案したいと思います。

課長、いかがでしょう。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 防災ラジオを購入してもらおうということになりますと、維持管理費につきましては、普通のラジオと同じで、個人で買ったのと同じ考えで、維持は自分でしてもらおうということになります。

村民にこの関係を知らせるということにつきましては、当然、500台購入した後に、すぐにそういう形で希望をとります。それで、500台で足りないようであれば、追加ということは、すぐであれば、最低500台なので、追加はできると思います。すぐであれば。

以上です。

○議長（高橋 正君） 9番。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） だから私が先ほど質問したのは、これから台数等を購入するのであれば、その事前に村民に希望台数等をとれば、二重の手間はなくなるんじゃないかなと、このように感じまして、それから、先ほど、普通のラジオと同じようですよというなら、ちょっとわかりにくいので、やはり、だから、私は、村民はある程度細かいことも知りたいと思うんですよ。だから、普通のラジオと同じなので、おおむね1カ月幾らぐらいかかりますとか、もしそういうのも載せられれば、今、NHKなんかは幾らとかってあるんですよ。だからそういうのももし、購入しちゃってから、例えばの話だけれども、1カ月に1,500円かかったとかといえば、高かったなということになるので、だからそういうことも、もしわかればですよ、わかればチェックして、それを載せてもらえば村民はありがたいなと、こう思います。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 消費電力はどのくらいかはちょっとわからないんですけれども、一般の

普通のラジオでございまして、携帯ラジオでございまして、もし電池がなくなれば手で発電を起こせるような、そういう防災用のラジオにしました。

それから、500台、先に村民に希望をとるという話なんですけれども、今、実際に防災無線が聞こえておると思います。それで、いきなりもうすぐ買うという人は、そんなにはいないんじゃないかと思っております。そういう関係で、最低500台ということなので、最低の500台をとりあえず注文するというところでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） くどいようですけれども、ちょっと私のほうから答弁させていただきます。

500台を設定したという理由は、今まで入っていたものの中で、今までのものについては、運営管理費ということで500円徴収しておりました。今回整備する中で、非常にその防災無線が壊れたという方があります。今までの防災無線の修理は、もう年数がたっておるのでできません。そんなために、その人たちには、一応、村にお返ししていただきまして、そして、その申告をしていただきました中で、500円の賦課を削るといふか、訂正するという措置をとっておるところでございます。

今回新しく500台を入れたというのは、先ほど課長のほうから話しましたように、500台単位で申し込んでくださいという業者の決まりといふか規定がございまして、そうじゃないと、結局、業者のほうも、500台で初めて生産のメリットが出るんだというような観点から、500台単位になっているといふところでございます。

それで、牧口議員が話されましたように、そういったものが、村民にもう少しわかりやすく知らしめたらいいんじゃないかといふことは、これは当然のことですので、それから同時に、その500台購入というのは当初予算にもものっておりますので、すぐにでも指示を出して、村民に、こういう状況でいつごろに始めますよと、そしたら希望してくださいといふことで、何らかの形で出したいと思いません。

そして、これについては、さっきちょっと読んできたんですけれども、区長会にお手数をかけないでくださいといふ文言がございました。そんなところもありますので、行政としてそれらを頭に入れながら、どんなふう啓蒙していったらいいかといふようなことも考えながら早急に対応していきたいと、こんなふう思います。

そしてもう1個、500円じゃなくて、1台入れてもらったという中で、500円は住民が負担し、そのほかのものについては行政が負担すると、残りのものについては行政が負担するといふことでございます。

〔発言する声あり〕

○村長（阿久澤成實君） 5,000円です。5,000円負担してもらって、そのほかは行政がやると。それ

で、今度は維持管理費は、個人のものになりますから、個人で全部してもらおうということでございます。そういう形で使用してもらおうと。使用する前に、それが必要かどうかというのは、1週間ないし2週間貸し出しをして、その後に決断をしていただくと、こういう手はずで進めていきたいと、こんなふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 正君） 9番。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） 3問目でくだいようですが、今までは1年間500円だったんだけど、使用料がですよ、今までが、だからそういうのが……

〔「1,000円」の声あり〕

○9番（牧口又一君） 1,000円だったか。そういうこともありまして、そういうことが数字的に出せるようになりまして、維持管理費、1年でどのぐらいかかりますよ、電池は大体どんなものですよというのも知らせてやれば親切かなと、このように思いましたので、これで質問を終わります。

○議長（高橋 正君） ほかにございせんか。

1番小山君。

〔1番 小山久利君発言〕

○1番（小山久利君） 1番小山です。

52ページの3款民生費、4目学童保育費について質問します。

先日、指定管理に当たり、村の広報紙等を通じて一般公募されたと思うんですが、今現在、何件ぐらいの応募があったか、わかったら教えてください。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 今週の金曜日14日が締め切りで応募をかけておりますが、正式な応募はまだ一件もございせんが、1団体だけ上げるような動向があるということを知っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） ちょっと暫時休憩します。

午前11時36分休憩

午前11時36分再開

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 小山久利君発言〕

○1番（小山久利君） じゃ、すみません、申しわけございせん、勉強不足で。

それに伴いまして、今補正が組まれているということは、公募するに当たり試算されたと思うんで

すが、条件の変更等が生じると思うんですが、その旨は応募者には伝えてあるわけでしょうか。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前11時37分休憩

午前11時38分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

10番松岡君。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 47ページに出てきているんですけども、防災無線ですね、今間違えました。防災無線のことについて、関連で質問します。

先ほどの2問です。最後の1問、簡単な質問ですけども、これは村民皆さん傍聴に来てくれているので、簡単明瞭にお答え願いたいんですけども、自分のうちは、防災無線、昔のがそのまま今使えています。それに関連して、先ほど岩田議員から、住宅防音のうちはという質問がありました。現在、住宅防音、榛東村で、全体で何件ぐらい住宅防音工事をしているんですか、わかったら説明願います。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 住宅防音は私の課の所管でございますが、今ちょっと数字が手元ございません。後ほど報告したいと思います。

○議長（高橋 正君） いいですか。

ほかにございませんか。

13番岸君。

〔13番 岸 昭勝君発言〕

○13番（岸 昭勝君） 13番岸です。

ちょっとわからないことがあるんですけども、57ページ上段で3目観光費です。それから、その他の負担金で国内観光活性化フォーラム出展料というのがございます。この内容というんですか、事業の説明をちょっとお願いします。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） ご質問の5万円の内容ということでございます。平成25年1月23日にグリーンドーム前橋において、第9回国内観光活性化フォーラムが開催されます。全国の旅行者、関係者約2,000名が集うということになっています。県では、観光PRブースを設置して、市町村の観光及び特産品を全国にアピールする考えでございます。

本村においても、吉岡町と共同でブース出展して、本村をPRするというごさいます。今回の補正は、その出展料10万円でごさいます、それを吉岡町と折半するというごさいます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 岸 昭勝君発言〕

○13番（岸 昭勝君） 今、10万円出すということなんですけれども、品物等は別に出さないと、そういうあれはないんですか、具体的に。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 今回は観光のPRということでごさいます。ですから、品物ということではないんですけれども、村においては、観光パンフレット等を使いまして旅行者にアピールすると。それから、村内の観光の業者ですか、観光をやっている業者さんがあると思うんですけれども、そういう方はPRの関係で、物品等を持って行ってPRしていただくと。また、一応、本村、ワインがありますので、夜の懇談会のときにワインを試飲していただくと、そんなようなことでPRしていきたいと考えております。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） この件については、県の要請は、1ブースずつ各市町村がしてくださいというお話がございまして。しかし、うちのほうで1ブースやってもそんなに効果が上がるかどうかという中で、吉岡と対応しまして、吉岡と共同で1ブースということで、半分の補正を組んだということでごさいます。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 岸 昭勝君発言〕

○13番（岸 昭勝君） 関連ですけれども、榛東村は、メガソーラーをそこに入れて、それに関連した観光事業を推進するんだということを聞いています。ぜひ、こういうことも関連しまして、観光面に力を入れて、実りある行政をやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 岸議員が言うことは重々承知しながら、進めさせていただいております。あともう一つは、企業誘致のパンフレットも独自でつくりましたので、それもそこから発信させていただきたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

2番山口君。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 山口です。

56ページをお開きください。中ほどの6款農林水産業費、1目林業総務費の説明欄に、原木共同購入支援事業補助金として30万円計上されています。この内容について簡単にご説明願います。

○議長（高橋 正君） 村上産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 原木につきましては、議員さんもお存じだと思うんですけど、福島第一原発の関係で、原木ほだ木が基準値以上になった場合について出荷が自粛されているということでございます。本村につきましてもシイタケ農家の方がこの影響を受けておまして、シイタケが出荷できないというような状況でございます。

そのような状況の中、県では、シイタケ原木に対しまして補助金、1本当たり50円という形でございます。それに村が10円を上乗せ補助いたしまして、5,000本ですか、こちらのほうの原木購入費に対して補助をするということで、5,000本掛ける60円ということで、30万円の補正をさせていただきました。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） ただいま5,000本というお話が出たんですが、県内のこのほだ木というのは、ほとんどもうセシウムでこうに汚染されていて、使えるようなほだ木があるのかどうか、非常に疑問だと聞いています。

このシイタケ業者は今3件あると聞いているんですが、その3件がすべてにこうに均一に行き渡るのか、そうでないのか。

それと、5,000本というのはどこからここに持ってくるのか。

それと、今非常にそれが逼迫していて、例えば今まで200円から300円ぐらいで購入できたものが700円ぐらいになっているということなんです。それも、品物があればいいんですが、なかなか手に入らない状況で、この5,000本がどこにあるのか、簡単に説明ください。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 購入予定者については、先ほど3名というお話があったんですけど、うちのほうでつかんでいる限りは、1名の方が購入するということで考えております。

どのくらい購入するかということでお聞きしますと、本年度、1万1,500本を購入したいと、そん

なふうなことで考えているそうです。

また、費用については、先ほど700円ということが出たんですけども、うちのほうでつかんでい
る限りでは、1本当たり130円と、そんなようなことでつかんでおります。

あと、原木については先ほど、汚染されていないということですが、原木の関係につきま
しては、指標値がありまして、キログラム当たり50ベクレル以下であれば使用が可能ということにな
ります。また、50ベクレルを超え100ベクレル以下でありますと、出荷前の検査で確認すれば使用が
可能という、そんなようになっています。なお、100ベクレルを超えた場合については使用不可と、
そんなふうな形で方針が出ております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 130円というのはどこからこうに、今までのこの取引の中の価格かと思いま
すが、現実、この生産されている方のお話ですと、大体200円ぐらいだというふうな、取引の内容が
ですね。だけど、今、品物がないと、そういうので急騰していると。その5,000本というのがどこに
あるのかちょっとわからないんですけども、その品物そのものが本当にあるのかどうか、それで、
そのお手伝いを村がやるのかどうか、その辺をお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） うちのほうもこの予算を補正するとき、購入者から一応確認をし
た形で今申し上げたと思っています。山口さんとちょっと値段の関係で差が出ているということでご
ざいます。

また、その原木のほだ木の関係につきましては、うちのほうも、逼迫しているというお話でござい
ますので、林業事務所等に確認いたしまして、また購入者が購入できるような形で対処していきたい
と、そんなふう考えています。

○議長（高橋 正君） ちょっと暫時休憩します。

午前11時49分休憩

午前11時49分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第75号 平成24年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食休憩といたします。開会を1時とします。

午前11時49分休憩

午後1時再開

○議長（高橋 正君） 会議を午前に引き続きまして再開いたします。

◇

**◎日程第8 議案第76号 平成24年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算
（第3号）**

○議長（高橋 正君） 日程第8、議案第76号 平成24年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成24年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正の歳入の主なものは、退職被保険者等療養給付費の支出の増加による支出予算の補正増に伴う療養給付費交付金の歳入の増、当初予算策定時の保険基盤安定繰入金、これは、保険税の軽減分の税額軽減被保険者数と比較して、実際の課税による保険税軽減人数が多くなり、税収が減額となるための繰入金の増額によるものでございます。

歳出の主なものは、退職被保険者療養給付費の見込み額の増加によるもの、23年度療養給付費等負担金事業実績を提出したことによりまして、確定による国からの超過交付金の償還金でございます。

議案書の68ページをお願いいたします。第1表の歳入歳出予算補正の歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

4款国庫支出金、補正額5万円、計4億6,795万4,000円。1項国庫補助金、補正額5万円、計1億385万9,000円。

5款療養給付費交付金、補正額1,383万円、計9,569万1,000円。1項療養給付費交付金、補正額、計とも同額です。

10款の繰入金、補正額708万7,000円、計9,914万9,000円。1項他会計繰入金、補正額708万7,000円、計9,914万8,000円。

歳入合計、補正前の額18億3,302万5,000円、補正額2,096万7,000円、計18億5,399万2,000円でございます。

続きまして、69ページをお願いいたします。歳出です。

2款保険給付費、補正額1,626万円、計12億1,374万4,000円。1項療養諸費、補正額1,500万円、計10億5,608万4,000円。4項出産育児諸費、補正額126万円、計966万円。

3款後期高齢者支援金等、補正額2万4,000円、計2億654万2,000円。1項後期高齢者支援金等、補正額、計とも同額です。

9款基金積立金、補正額1,316万7,000円の減、計1億449万9,000円。1項基金積立金、補正額、計とも同額です。

11款諸支出金、補正額1,785万円、計2,016万4,000円。1項償還金及び還付加算金、補正額1,785万円、計1,992万4,000円。

歳出合計、補正前の額18億3,302万5,000円、補正額2,096万7,000円、合計18億5,399万2,000円です。

70ページからの歳入歳出予算事項別明細書、総括の説明は省略をさせていただきます。

続きまして、74ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でございます。主なものについてご説明を申し上げます。

5款1項1目療養給付費交付金、補正額1,383万円。1節現年度分1,300万円、退職被保険者等療養給付費の増額に伴う歳入でございます。2節過年度分は、23年度退職被保険者等療養給付費確定によりまして追加交付となるものでございます。

10款1項1目一般会計繰入金、補正額708万7,000円は、先ほど説明いたしました、保険税軽減人数が多くなり、税収が減額となるための繰入金の増額でございます。

続きまして、76ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書でございます。主なものについて説明をさせていただきます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、3目の一般被保険者療養費は、歳入での繰入金の増額によりまして、財源内訳の変更でございます。2目退職被保険者等療養給付費、19節負担金、補助及び交付金1,500万円は、本年10月までの給付実績から、給付見込み額の増加によるものでございます。2

款2項1目一般被保険者高額療養費につきましても、繰入金等の増額による財源内訳の変更でございます。2款4項1目出産育児一時金は、半年、半期の実績による見込みですが、これから先、3件の増を予定させていただきました。

9款1項1目国民健康保険基金積立金でございます。25節積立金1,316万7,000円の減額は、支出額の増に伴いまして基金積立金を減額し、財源充当するものでございます。

11款1項3目一般被保険者国庫支出金償還金、23節の償還金、利子及び割引料1,785万円は、給付費の実績確定による給付費負担金の国庫への返還金でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第76号 平成24年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第9 議案第77号 平成24年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（高橋 正君） 日程第9、議案第77号 平成24年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成24年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

歳入の主なものは、歳出、2款保険給付費の支出見込み額の増加によります補正増に伴う法定負担額によるものでございます。

歳出の主なものは、居宅介護サービス計画給付費の見込み額の増加、介護予防住宅改修費、介護予防サービス計画給付費の増加が主なものとなっております。

80ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

3款国庫支出金、補正額108万2,000円、計2億758万5,000円。1項国庫負担金、補正額86万6,000円、計1億5,797万2,000円。2項国庫補助金、補正額21万6,000円、計4,961万3,000円。

4款支払基金交付金、補正額125万5,000円、計2億5,986万4,000円。1項支払基金交付金、補正額、計とも同額です。

5款県支出金、補正額54万1,000円、計1億4,010万3,000円。1項県負担金、補正額54万1,000円、計1億3,225万円。

7款繰入金、補正額54万1,000円、計1億3,338万2,000円。1項一般会計繰入金、補正額54万1,000円、計1億3,338万1,000円。

歳入合計でございます。補正前の額9億4,297万4,000円、補正額341万9,000円、計9億4,639万3,000円。

81ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款保険給付費、補正額433万円、計8億9,299万3,000円。1項介護サービス等諸費、補正額292万円、計8億1,482万5,000円、2項介護予防サービス等諸費、補正額133万円、計3,211万円。6項その他諸費、補正額8万円、計103万7,000円。

4款基金積立金、補正額91万1,000円の減、計1,415万3,000円。1項基金積立金、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正前の額9億4,297万4,000円、補正額341万9,000円、計9億4,639万3,000円です。

82ページからの歳入歳出予算事項別明細書、総括の説明は省略をさせていただきます。

86ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入につきまして説明をさせていただきます。

3款1項1目介護給付費負担金から次の87ページの7款1項1目介護給付費一般会計繰入金までは、歳出でお願いをしています2款保険給付費補正額433万円の負担ルールによる歳入でございます。国庫負担金が20%、国庫補助金は5%、支払基金交付金は29%、県負担金が12.5%、一般会計の繰入金

が12.5%の歳入を予定しております。

89ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書でございます。

2款1項9目居宅介護サービス計画給付費292万円、2款2項6目介護予防住宅改修費82万円、7目介護予防サービス計画給付費51万円、2款6項1目審査支払手数料8万円は、上半期の給付状況によりまして支出額の増加が見込まれるために、補正をお願いするものでございます。

90ページ、お願いします。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、財源充当のために91万1,000円を減額いたしました。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第77号 平成24年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第10 議案第78号 平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（高橋 正君） 日程第10、議案第78号 平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成24年度事業の消費税及び利子、償還金等の補正でございます。

それでは、議案書92ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款、項、補正額、計の順に説明させていただきます。

なお、補正前の額は省略させていただきます。

5款繰入金、補正額143万1,000円の減、計1億2,413万3,000円。1項繰入金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正前の額5億9,940万円、補正額143万1,000円の減、計5億9,796万9,000円。

続きまして、93ページ、歳出です。

1款総務費、補正額18万8,000円、計523万円。1項総務費、補正額、計とも同額です。

2款建設費、補正額1万5,000円、計4億4,290万3,000円。1項建設費、補正額、計とも同額です。

4款公債費、補正額163万4,000円の減、計1億1,827万3,000円。1項公債費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正前の額5億9,940万円、補正額143万1,000円の減、計5億9,796万9,000円。

95ページ、96ページの歳入歳出予算事項別明細書、総括については、同額のため説明を省略させていただきます。

続きまして、98ページ、歳入歳出予算事項別明細書、歳入です。

5款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金、補正額143万1,000円の減、計1億2,413万3,000円。

歳入合計、補正前の額1億2,556万4,000円、補正額143万1,000円の減、計1億2,413万3,000円。

続きまして、100ページ、歳出です。

1款総務費、1項総務費、1目総務費、補正額18万8,000円、計523万円。27節公課費18万8,000円、内訳は、消費税で確定申告による中間納付の不足分です。歳出合計、補正前の額504万2,000円、補正額18万8,000円、計523万円。

4款公債費、1項公債費、2目利子、補正額163万4,000円の減、計4,925万8,000円。23節償還金、利子及び割引料163万4,000円の減、内訳は、起債償還金利子確定による減額です。計、同額です。

続きまして、追加をさせていただきました100の2ページですけれども、2款建設費、1項建設費、1目建設費、補正額1万5,000円、計4億4,290万3,000円。4節共済費1万5,000円、内訳は、市町村職員共済組合負担金の改正分1万円、地方公務員災害補償基金負担金追加分が5,000円となっております。計、同額です。

101ページは給与費明細書、内訳でございますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第78号 平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第79号 平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（高橋 正君） 日程第11、議案第79号 平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

農業集落排水事業の補正につきましては、長岡地区処理場の一部保管仮置き分の放射性物質乾燥肥料処分費及び発酵槽、乾燥機でございますが、修繕費と電気料等の補正でございます。

それでは、議案書103ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入です。

款、項、補正額、計の順に説明させていただきます。なお、補正前の額は省略させていただきます。

1款分担金及び負担金、補正額120万円、計360万2,000円。1項分担金、補正額、計とも同額です。

3款繰入金、補正額496万5,000円、計9,294万円。1項繰入金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正前の額1億1,639万1,000円、補正額616万5,000円、計1億2,255万6,000円。

続きまして、104ページ、歳出です。

1款総務費、補正額88万1,000円、計764万1,000円。1項総務費、補正額、計とも同額です。

2款管理費、補正額528万4,000円、計3,858万6,000円。1項管理費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正前の額1億1,639万1,000円、補正額616万5,000円、計1億2,255万6,000円。

106ページ、107ページの歳入歳出予算事項別明細書、総括につきましては、同額のため説明は省略させていただきます。

109ページ、歳入歳出予算事項別明細書、歳入です。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目分担金、補正額120万円、計360万2,000円。計も同額です。

3款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正額496万5,000円、計9,294万円。歳入合計も同額です。

続きまして、追加させていただきました110ページの2、歳出です。

1款総務費、1項総務費、1目総務費、補正額88万1,000円、計764万1,000円。3節職員手当等13万7,000円、内訳につきましては、時間外勤務手当となっております。4節共済費8,000円、内訳、市町村職員共済組合負担金改正分でございます。4,000円。地方公務員災害補償基金負担金追加分が4,000円となっております。

次のページ111ページに続きます。

27節公課費73万6,000円、内訳は、消費税確定申告による中間納付不足分でございます。歳出合計、補正前の額676万円、補正額88万1,000円、計764万1,000円となっております。

2款管理費、1項管理費、1目管理費、補正額528万4,000円、計3,858万6,000円。11節需用費199万5,000円、内訳は、広馬場地区乾燥機の稼働による電気料の増額です。13節委託料129万4,000円、内訳につきましては、乾燥汚泥処分委託費、産廃処分費で14トン分でございます。15節工事請負費199万5,000円、内訳につきましては、長岡地区処理場の乾燥機の修繕費でございます。歳出合計、補正前の額3,330万2,000円、補正額528万4,000円、計3,858万6,000円。

112ページ、113ページは給与費明細書でございますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

暫時休憩します。

午後1時29分休憩

午後1時30分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

質疑ございませんか。

11番星野君。

〔11番 星野孝佑君発言〕

○11番（星野孝佑君） 一番最後に1つだけ質問させてください。

一応、長岡の処理場の中に現在約10トンぐらい汚泥があるわけでございますけれども、この補正予算が通った段階で、一応、今月中か来月になるのか、その辺のところと、あと、ここで言うていいかわからないけれども、一部排出して持っていったところのものもあるので、それも一緒に処理をするのか、それをお伺いします。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 処分の排出につきましては、今回、補正が通った段階で契約も進みますので、排出の時期については1月に予定しております。

この排出量ですけれども、全体で14トンと、3月までの分がですね、長岡地区の分が14トンで計算しております。それは、種肥料で持っていった分についても含まれている分でございます。

ただ、広馬場の処理場につきましては、排出が年度末になると予定しておりますので、広馬場の分については検査後検討したいということで考えております。

○議長（高橋 正君） 11番。

〔11番 星野孝佑君発言〕

○11番（星野孝佑君） だから、広馬場のほうへ持っていったやつ、それは長岡へ持って帰らないように、ひとつそれはお願いしておきます。その辺をよく言うておくからね。

それと、今あるのは全部、処理場の中にあるものは全部きれいにしてもらいたい。そういうことで、今あるのは一袋も残さず。これ、積み込みで順番が狂ったりなんかしているものがあるから、今ある現在を言うてもらって、いつ処理するか言うてもらえば、あの中を一たん掃除しなくちゃだと思ふんですよ。それまで村のほうでやってもらえるとありがたいので、約束をしてもらいたいんです。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 本当にいろいろな面でご心配をかけているということで、なかなかその処

理場が見つからなかったという中で、今回1カ所見つかったというので、汚泥の処理をさせていただきます。

今回上げている補正予算の中では、一応、今積んであるものももちろんですけども、3月までに
出るものについてもこの中に入っているということでございます。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

6番柳田さん。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 星野議員の質問と重なる部分があるかと思うんですけども、確認の意味を含めてお答え願いたいと思うんですけども、111ページの乾燥汚泥の処分の委託費の129万4,000円ですけども、この補正予算が通ってからするということなので、あくまでも、じゃ、今どこを予定しているか、既に決めているところがあればというふうなところでお聞きしたいんですけども、処分はどこの業者かということは、わかればお願いします。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 処分業者につきましては、県の下水環境課のほうから紹介で、太田の業者が、産廃業者1社だけ来ておりますので、紹介がありましたので、その業者と契約になると考えております。ほかの業者は紹介がありませんでしたので、1社のみ契約になると思います。

○議長（高橋 正君） いいかね。

ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第79号 平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第80号 平成24年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算
（第3号）

○議長（高橋 正君） 日程第12、議案第80号 平成24年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） それでは、平成24年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、職員人件費に係る共済費の補正となっております。

議案書115ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

2款繰入金、補正額1万3,000円、計6,539万3,000円。1項他会計繰入金、同額でございます。

歳入合計、補正前の額1億4,857万2,000円、補正額1万3,000円、計1億4,858万5,000円。

続きまして、116ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、補正額1万3,000円、計6,557万2,000円。1項総務管理費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額1億4,857万2,000円、補正額1万3,000円、計1億4,858万5,000円。

117ページから119ページにつきましては、事項別明細書の総括表でございます。説明につきましては省略をさせていただきます。

続きまして、121ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でございます。

続きまして、123ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書でございます。

124ページにつきましては、給与費明細書でございます。説明は省略させていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第80号 平成24年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第13 議案第81号 平成24年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（高橋 正君） 日程第13、議案第81号 平成24年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 久保田勘作君発言]

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成24年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、3条予算の収益的収入及び支出につきまして、消費税還付金及び修繕費等の補正です。

4条予算の資本的収入及び支出につきましては、変更はございません。

それでは、議案書126ページをお願いいたします。補正予算（第3号）実施計画書によりまして説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出のうちの収入でございます。款、項、目、補正額、補正予定額、計の順に説明をさせていただきます。なお、既決予定額は省略させていただきます。

1 款水道事業収益、補正予定額14万5,000円、計2億7,086万7,000円。2 項営業外収益、補正予定額14万5,000円、計1,133万5,000円。2 目消費税還付金、補正予定額14万3,000円、計32万4,000円。

4 目雑収益、補正予定額2,000円、計664万9,000円。

次に、127ページ、収益的収入及び支出の支出でございます。

1 款水道事業費用、補正予定額247万4,000円、計2億6,237万5,000円。1 項営業費用、補正予定額

247万4,000円、計2億4,939万6,000円。2目配水及び給水費、補正予定額300万、計4,762万3,000円。3目総係費、補正予定額52万6,000円の減、計2,657万9,000円。主なものにつきましては、修繕費の300万円の増額、正職員休職に伴う給与及び手当の減額と嘱託職員1名増に伴う賃金等の補正でございます。

次の128ページ、129ページの説明書につきましては、収入、支出とも実質計画書と同額になっております。

130ページ、131ページは給与費明細書でございますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第81号 平成24年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第14 議案第82号 平成24年度榛東村一般会計補正予算（第9号）

○議長（高橋 正君） 日程第14、議案第82号 平成24年度榛東村一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） それでは、平成24年度榛東村一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入歳出とも特定防衛施設周辺整備調整交付金の2次交付に伴うもの、また、緊急雇用創出基金事業市町村補助金事業の変更による増額など、歳出においては、道路新設改良費の事業費変更見込みによる減額などをお願いするものでございます。

133ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

15款国庫支出金、補正額1,797万1,000円、計5億4,982万4,000円。2項国庫補助金、補正額1,797万1,000円、計1億9,996万円。

16款県支出金、補正額34万8,000円、計4億2,229万3,000円。2項県補助金、補正額34万8,000円、計2億1,129万7,000円。

歳入合計、補正前の額48億1,888万4,000円、補正額1,831万9,000円、計48億3,720万3,000円でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。歳出でございます。同じく、左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

2款総務費、補正額2,843万9,000円、計7億2,727万円。1項総務管理費、補正額2,843万9,000円、計6億556万2,000円。

6款農林水産業費、補正額34万9,000円、計3億7,897万6,000円。1項農業費、補正額34万9,000円、計3億6,471万円。

8款土木費、補正額1,046万9,000円の減、計4億2,744万1,000円。2項道路橋りょう費、補正額1,046万9,000円の減、計2億5,891万7,000円。

歳出合計、補正前の額48億1,888万4,000円、補正額1,831万9,000円、計48億3,720万3,000円でございます。

続きまして、135ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正、追加でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名、農業体質強化基盤整備促進事業、金額4,743万6,000円でございます。村道御堀2号線において、年度内に工事が終了しない見込みであるため、翌年度に繰り越すものでございます。

36ページから38ページは、歳入歳出事項別明細書、総括表でございます。説明は省略させていただきます。

140ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でございます。

15款2項7目特定防衛施設周辺整備調整交付金、補正額1,797万1,000円は、2次交付に伴う増額に

よるもので、道路改良舗装工事の変更に伴う充当残734万円と、2次交付増額分1,797万1,000円を合わせた額2,531万1,000円を特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金に積み立てるものでございます。

その下でございます。2番目の枠でございます。16款2項1目総務費県補助金、補正額34万8,000円は、緊急雇用創出基金事業市町村補助金で、県より追加交付を受けてのもので、歳出の農業委員会費の臨時職員賃金に充当するものでございます。

142ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書でございます。主なものについてご説明いたします。

上の枠、2款1項6目企画費、補正額2,531万1,000円は、25節積立金で、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金に積み立てるものでございます。その下の段、8目財政調整基金費、補正額312万8,000円は、25節積立金で、歳出の減額に伴う一般財源分を財政調整基金に積み立てるものでございます。

この下の枠でございます。6款1項1目農業委員会費、補正額34万9,000円は、農地データ入力のための臨時職員賃金を計上させていただくものでございます。

この下の枠、8款2項3目道路新設改良費、補正額1,046万9,000円の減額は、次のページをお願いいたします。主に13節委託料1,054万6,000円の減で、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業の確定見込みにより減額をさせていただくものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第82号 平成24年度榛東村一般会計補正予算（第9号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 請願・陳情について

○議長（高橋 正君） 日程第15、請願・陳情についてを議題といたします。

過日付託を行いました請願・陳情の審査経過及び結果について、各常任委員長より審査報告を求めます。

最初に、星野総務文教常任委員長より審査の報告を求めます。

星野総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 星野孝佑君登壇〕

○総務文教常任委員長（星野孝佑君） 請願・陳情の審査報告をいたします。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第88条第1項の規定により報告をいたします。

受理番号、平成24年第1回陳情第5号、平成24年3月2日、件名、緊急事態法の早期制定を求める意見書の提出を求める陳情書でございます。

委員会の意見でございますが、この陳情の趣旨は、外部からの武力攻撃、テロや大規模自然災害に及ぶもので、他の関連する法律と整合性や憲法との関係に不明な部分が多く、国民的議論も尽くされていないこともあり、早期制定に時期尚早であり、願いに沿いがたいことがある。よって、本陳情は不採択といたします。審査結果、不採択でございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） ただいま星野総務文教常任委員長より審査の報告がありました。平成24年第1回陳情受理番号第5号は、審査の結果、不採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成24年第1回陳情受理番号第5号の採決に入ります。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩。

午後1時57分休憩

午後1時57分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

平成23年第4回陳情受理番号第12号は、継続審査の申し出がございました。したがって、閉会中の継続審査を許可いたします。

続いて、金井福祉生活常任委員長より審査の報告を求めます。

金井福祉生活常任委員長。

〔福祉生活常任委員長 金井佐則君報告〕

○議長（高橋 正君） ただいま金井福祉生活常任委員長より審査の報告がありました。平成24年第4回陳情受理番号第17号は、継続審査の申し出がございました。したがって、閉会中の継続審査を許可いたします。

平成24年第4回陳情受理番号第18号は、継続審査の申し出がございました。したがって、閉会中の継続審査を許可いたします。

続いて、松岡産業建設常任委員長より審査の報告を求めます。

松岡産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 松岡好雄君報告〕

○議長（高橋 正君） ただいま松岡産業建設常任委員長より審査の報告がありました。平成23年第3回陳情受理番号第10号は、継続審査の申し出がございました。したがって、閉会中の継続審査を許可いたします。

平成24年第1回陳情受理番号第1号は、継続審査の申し出がございました。したがって、閉会中の継続審査を許可いたします。

平成24年第3回陳情受理番号第12号は、継続審査の申し出がございました。したがって、閉会中の継続審査を許可いたします。

平成24年第3回陳情受理番号第13号は、継続審査の申し出がございました。したがって、閉会中の継続審査を許可いたします。

以上をもちまして、日程第15、請願・陳情についてを終わります。



◎日程第16 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第17 福祉生活常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第18 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第19 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（高橋 正君） お諮りいたします。

日程第16、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第19、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでを会議規則第34条により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、日程第16から日程第19までを一括議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務のうち、会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第20 議員派遣について

○議長（高橋 正君） 日程第20、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣につきましては、榛東村議会会議規則第113条の規定により、議会で議決することになっております。

現在、中毛町村会主催講演会が確定しております。したがって、お手元に配付いたしました件名のとおり議員を派遣することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した件名のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。じゃ、開会を2時15分から。

午後2時休憩

午後2時15分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程の追加について

○議長（高橋 正君） お諮りいたします。

ここで追加提案を上程したいと思います。

この案件を審議するため、榛東村議会会議規則第20条の規定により、お手元に配付の議事日程を追加することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、議事日程に追加することに決定いたします。

◇

◎追加日程第 1 発委第 8 号 予算特別委員会設置に関する決議について

○議長（高橋 正君） 追加日程第 1、発委第 8 号 予算特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提出理由の説明を求めます。

牧口議会運営委員長。

〔議会運営委員長 牧口又一君登壇〕

○議会運営委員長（牧口又一君） 提出の理由。

平成25年度予算を調査する特別委員会を設置したい。

予算特別委員会設置に関する決議。

次のとおり予算特別委員会を設置するものとする。

記

1、名称、予算特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第5条。

3、目的、平成25年度予算を調査するため。

4、委員の定数、13名。

5、調査期限、特別委員会は、3に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

○議長（高橋 正君） 提出理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第 8 号 予算特別委員会設置に関する決議について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎追加日程第2 予算特別委員会委員の選任について

○議長（高橋 正君） 追加日程第2、予算特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

なお、予算特別委員会委員の選任は、榛東村議会予算特別委員会条例第6条により、議長において指名いたします。

予算特別委員に、16番高橋正君を除く13名を委員として指名いたします。ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、ただいま指名したとおり、予算特別委員に選任することに決定いたしました。

ここで、榛東村議会委員会条例第8条の規定により、委員長、副委員長の互選を行います。

暫時休憩いたします。

午後2時16分休憩

午後2時18分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

予算特別委員会委員長、副委員長の互選の結果を報告いたします。

予算特別委員長に善養寺忠君、副委員長に南千晴さんが互選されました。

委員長に就任されました善養寺忠君、ごあいさつをお願いいたします。

12番善養寺君。

〔12番 善養寺 忠君登壇〕

○12番（善養寺 忠君） ただいま委員長ということで仰せつかりました善養寺です。よろしくお願ひいたします。

25年度の予算を審議するわけですが、議員の皆様、また執行の皆様と協力しながら、25年度はいい予算をつけますよう、また、25年度だけでなく、10年、20年を見据えた榛東村ができますよう、頑張りたいと思います。皆様のご協力をひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 正君） 次に、副委員長に就任されました南千晴さん、ごあいさつをお願いいたします。

〔5番 南 千晴君登壇〕

○5番（南 千晴君） ただいま副委員長を仰せつかりました南千晴です。

来年度、新年度の予算が、村民、そしてこの村にとって実りの多い予算となるよう、この予算特別

委員会の中で皆様とともに、必要なもの、必要でないもの、そういった部分をしっかりと審議し、いい予算に結びつけるように委員会としてやっていきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いたします。

○議長（高橋 正君） それでは、正副委員長さん、よろしくお願いたします。

◇

◎追加日程第3 発議第9号 榛東村議会議員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 追加日程第3、発議第9号 榛東村議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提出理由の説明を求めます。

牧口議会改革特別委員長。

〔議会改革特別委員長 牧口又一君登壇〕

○議会改革特別委員長（牧口又一君） 提案理由。

榛東村議会議員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を行います。

議員定数は条例で定めることになっておりますが、平成23年5月に行われた地方自治法の一部改正に伴い、地方公共団体の組織及び運営について、その自由度の拡大を図るための措置として、地方公共団体の議会の議員定数について、上限数を人口に応じて定めている規定が削除されました。地方分権改革が進められている中で、議会運営への住民の積極的な参加が求められています。今進めている議会改革の中で、住民から提案に関するさまざまな意見や提案を聞く機会を設け、開かれた議会としての議会活動を支援していただくことにより、議員定数の削減が図れるという意見を踏まえ、条例の定数16人を現員の14人に改正するものであります。

榛東村議会議員定数条例の一部を改正する条例をごらんください。

榛東村議会議員定数条例の一部を次のように改正する。

本則中「16人」を「14人」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、施行の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から適用するというものでございます。

例規集については、61ページとなっております。

また、新旧対照表は、新旧ともアンダーライン部分が、改正となる部分でございます。

以上で説明を終わります。ご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提出理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発議第9号 榛東村議会議員定数条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎追加日程第4 発議第10号 議会議員の議員報酬の見直しに関する要望について

○議長（高橋 正君） 追加日程第4、発議第10号 議会議員の議員報酬の見直しに関する要望を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

牧口議会改革特別委員長。

〔議会改革特別委員長 牧口又一君登壇〕

○議会改革特別委員長（牧口又一君） 提出理由。

提出理由のご説明を申し上げます。提出理由は、議員報酬の見直しを要望するもので、要望内容を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議会議員の議員報酬の見直しに関する要望。

議会改革特別委員会では、地方分権改革が推進される中で、議会の果たすべき役割と責任の増大に対応すべく議会の活性化に向け、鋭意取り組みの検討を行っております。

一方、議会においては、昨今の財政状況から、これまで数次にわたり議員定数を削減してきたこと

及び議員報酬の改定を平成10年以来見送るなど、行政の効率化を図ってきたところであります。

しかしながら、委員会審議の過程において、議員報酬については、今後、本格的な分権型社会の到来に、若者や勤労者など幅広い層の人材が議会に参加し、まちづくりに参画していく環境づくりの重要性を考えると、多様化する議会活動の職務に対応した議員報酬の適正化が必要との意見が多数出ております。

よって、本村議会の議員報酬について見直しすることを要望するものです。

以上で提出理由の説明を終わります。

○議長（高橋 正君） 提出理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発議第10号 議会議員の議員報酬の見直しに関する要望について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長あいさつ

○議長（高橋 正君） 以上をもちまして、本日までに付議された案件はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

3日の開会以来、本日までの10日間、3名の議員からの一般質問、条例の制定・一部改正、一般会計・特別会計等の補正予算、請願・陳情、追加議案などについて、熱心な審議、活発な質疑・討論がなされましたことに対し、深く感謝申し上げます。

また、12月4日に公示された衆議院選挙も16日の投開票を間近に控え、各党・各陣営の活動も激しさを増しております。原発やTPP、消費税増税、社会保障問題や外交問題、雇用や経済対策など大きな問題が山積しています。これらの諸問題の解決や、これからの日本の進むべき政治・政策をどの政党や議員に託すのか、国民の審判が気になるところです。

さて、私たち14期議員の任期も4カ月余りとなりました。地方分権改革が進められる中で、議会活動や議員の資質向上が問われています。現在、議会改革や議会基本条例の制定などに向けた取り組み

を進めておりますが、開かれた議会となるため、議会だよりや議会のホームページをより充実させ、村民の皆様に議会活動をご理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

今年も残りわずかとなりましたが、健康にご留意され、よいお年を迎えられますようご祈念申し上げます、閉会のごあいさつとさせていただきます。

◇

◎閉 会

○議長（高橋 正君） 以上で、平成24年第4回榛東村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

午後2時30分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 高 橋 正

榛東村議会仮議長 牧 口 又 一

榛東村議会議員 金 井 佐 則

榛東村議会議員 牧 口 又 一